

整頓書

日清通商航海條約

千八百五十八年佛清條約、依ル  
千八百六十年清俄條約、千八百六十五年  
清白蘭地、千八百六十二年清丁同、千  
八百六十四年清西同、千八百六十六年  
清伊同、千八百六十九年清澳同、及  
千八百八十七年清葡同條約、ニ  
亦見。

千八百六十二年清俄條約、第三條  
身三條ト同シ  
此規定、治、各条約、在、レ、ト、モ  
片務的ナリ  
最惠國主義、用、レ、シ、テ、之、ヲ、必  
トス

大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ハ明治二十八年四月十七日即光緒二十一年三月二十三日下ノ關ニ於テ調印セラレタル條約第六條ノ規定ニ依リ通商航海條約ヲ締結スルコトニ決セリ因テ大日本國皇帝陛下ハ北京駐劄特命全權公使正四位勳一等男爵林董ヲ大清國皇帝陛下ハ欽差全權大臣總理各國事務大臣尙書銜戶部左侍郎張蔭桓ヲ各其ノ全權大臣ニ任命シタルヲ以テ兩國ノ全權大臣ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ左ノ諸條ヲ協議決定セリ

第一條

大日本國皇帝陛下ト大清國皇帝陛下トノ間並ニ兩國臣民ノ間ニ永遠無窮ノ平和及親睦アルヘシ而シテ兩國臣民ハ各々兩締盟國ノ一方ニ於テ其ノ身體及財產ニ對シ等シク完全ナル保護ヲ享有スヘシ

第二條

大日本國皇帝陛下ハ便宜ニ從ヒ其ノ外交官ヲ清國ニ駐劄セシムルコトヲ得大清國皇帝陛下モ亦便宜ニ從ヒ其ノ外交官ヲ日本國ニ駐劄セシムルコトヲ得  
右駐劄外交官ハ各々國際公法ニ因リ之ニ附與スル一切ノ權利、特權及免除ヲ享有シ且總テ最惠國ノ同様ノ外交官ニ附與スル所ノ待遇ヲ受ルコトヲ得其ノ身體、家族、隨員、衙署、居館及往復書信ハ犯スヘカラサルモノトス

右外交官ハ毫モ障礙セラル、コトナク其ノ役員、使丁、通譯人、僕婢及從者ヲ隨意ニ選用スヘシ



千八百五十八年英清條約第十九條  
其精神、同、千八百八十七年  
清國條約第十九條、其形式、  
同、

第 七 條  
清國ノ開港地ニ住居スル日本國臣民ハ清國臣民ヲ雇入レ總テ正當ノ業務ニ之ヲ使用ス  
ルコトヲ得  
但シ清國政府又ハ官吏ニ於テ之ヲ制限シ或ハ妨礙スルコトヲ得ス

千八百五十八年英清條約第十四條  
千八百八十七年清國條約第十九條  
三條ニ依ル

第 八 條  
日本國臣民ハ荷物又ハ旅客運搬ノ爲メ一切ノ艇隻ヲ賃借スルコトヲ得而シテ之カ爲メ  
拂フヘキ金額ハ貸借人相互ノ間ニ於テ之ヲ定メ清國政府又ハ官吏之ニ干涉スルコトヲ  
得ス艇數ニ對シ制限ヲ置クヘカラス又ハ右艇隻ニ關シ若ハ貨物運搬ニ從事スル人夫ニ  
關シ何人ニモ專業免許ヲ附與スルコトヲ得ス而シテ右艇隻ヲ以テ密商ニ從事スルモノ  
ハ法ニ照シ之ヲ處罰スヘシ

第 九 條

形式於テ新規ニシテ趣意於テ  
七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

清國ト泰西諸國トノ間ニ實施スル税目及税則ハ日本國臣民カ清國ヘ輸入シ若ハ日本國  
ヨリ清國ヘ輸入シ又ハ日本國臣民カ清國ヨリ輸出シ若ハ清國ヨリ日本國ヘ輸出スル際  
一切ノ物品ニ適用スヘシ清國ト泰西諸國トノ間ニ存在スル税目及税則ニ於テ特ニ輸入  
若ハ輸出ヲ制限シ若ハ禁止セサル物品ハ規定ノ輸入税若ハ輸出税ヲ拂フノミニテ自由  
ニ清國ヘ輸入シ若ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得ヘシ但シ日本國臣民ハ何等ノ場合ニ於  
テモ最惠國臣民若ハ人民カ清國ニ於テ現ニ納メ若ハ將來納ムヘキ輸出入税ニ異ナルカ  
或ハ之ヨリ多額ノ納税ヲ要セラル、コトナカルヘシ又日本國ヨリ清國ヘ輸入シ或ハ清

本條、又清國ノ條約、ハ、  
科、制止セリ

國ヨリ日本國ヘ輸出スル一切ノ物品ハ其輸出入ニ際シ最惠國ヨリ輸入シ或ハ之ヘ輸出  
スル同様ノ物品ニ對シ清國ニ於テ現ニ課セラレ若ハ將來課セラレヘキモノト異ナルカ  
或ハ之ヨリ多額ノ税ヲ課セラル、コトナカルヘシ

第 十 條

日本國臣民カ清國ヘ輸入シ或ハ日本國ヨリ清國ヘ輸入シタル一切ノ物品ハ現行章程ニ  
從ヒ開港場ト開港場ノ間ヲ運搬中其ノ所有者ノ國籍或ハ之ヲ運搬スル運具船舶ノ國籍  
如何ニ拘ハラヌ之ニ對シ全ク各種ノ税金、賦課金、手数料、釐金等ヲ取立ツヘカラス

第 十 一 條

日本國臣民ニシテ輸入物品ヲ清國內地ノ市場ニ運搬セムト欲スルモノハ其ノ物品ノ有  
税品ナルトキハ輸入税ノ二分ノ一、無税品ナルトキハ從價二分半ニ當ル抵代税ヲ拂ヒ以  
テ其ノ物品ニ對スル一切ノ通過税ノ免除ヲ受ルコト其ノ勝手タルヘシ而シテ右抵代税  
ヲ拂ヒタルトキハ該物品ニ對シ一切ノ内地税ヲ免除スル爲メ證書ヲ發附スヘキモノト  
ス  
但シ本條ハ輸入阿片ニハ適用セサルコトト知ルヘシ

第 十 二 條

清國ニ在ル日本國臣民カ清國、開港外ノ地ニ於テ買入レタル一切ノ清國生産物及物品ニ  
シテ輸出セラレムトスルモノハ前條ニ記載シタル税率ニ依リ輸入税ノ代リニ輸出税ヲ  
基礎トシテ算出シタル抵代税ヲ拂ヒタル上其ノ輸出ニ際シ單ニ輸出税ヲ拂フ外ハ清國



内地ノ港ヲ改メ向港外地トシ  
モハリス米條約亦三度ノ末序ヨ  
リ清國政府ト起リテ議  
定スルハカクナリ

各地ニ於テ各種ノ税金賦課金、手数料、釐金等ヲ免セラルヘシ但シ右ハ前記ノ生産物及物  
品ニシテ通過税仕拂ノ日ヨリ十二個月ノ期限内ニ現ニ外國ニ輸出セラレタル場合ニ限  
ル

日本國臣民カ清國ノ開港地ニ於テ買入レタル一切ノ清國生産物及物品ニシテ海外輸出  
ヲ禁セラレサルモノハ輸出ノ際單ニ輸出税ヲ納ムル外ハ一切ノ内地税賦課金、手数料、釐  
金等ヲ免除セラレヘシ且日本國臣民カ清國各地ニ於テ輸出ノ爲メ買入レタル一切ノ物  
品モ亦現行章程ニ從ヒ各開港間ニ運搬スルヲ得ルモノトス

第十 三 條

商品ニシテ其ノ出所外國ニ屬スルコト偽ナク且之ニ對シ已ニ輸入税ヲ完納シタルトキ  
ハ其ノ輸入ノ日ヨリ三箇年内何時モ日本國臣民ニ於テ何等ノ輸出税ヲ納ムルコトナク  
シテ之ヲ清國ヨリ何レノ外國ヘモ輸出スルヲ得又該再輸出者ハ已ニ右商品ニ對シテ納  
メラレタル輸入税額ニ向テ清國税關ヨリ税金拂戻證書ヲ受クヘシ但シ該商品ハ原荷作  
ノ儘完全ニ保存セラレ異動ナキヲ要ス右拂戻證書ハ其ノ所有者ノ望ニ因リ清國税關官  
吏ニ於テ現金ヲ以テ之ヲ償辦スルヲ得ヘキモノトス

第十 四 條

清國政府ハ其ノ諸開港地ニ於テ官設倉庫ヲ設クルコトニ同意ス本件ニ關スル規則ハ追  
テ之ヲ設クヘシ

第十 五 條

千八百六十年清國追加條約附屬  
ノ特別追加規定ノ第一項ニ據  
テトセリ

千八百五十八年英清條約第三條  
千八百六十年法清追加條約第二  
條、千八百六十七年法清條約第  
二十三條、第三十四條ニ依ル

日本國ノ商船ニシテ噸數百五十噸以上ノモノハ清國ノ開港ニ入航スルニ當リ其ノ登記  
噸數壹噸ニ付清銀四錢ノ割ヲ以テ噸税ヲ課セラルヘシ噸數百五十噸及其ノ以下ノモノ  
ハ登記噸數壹噸ニ付壹錢ノ割トス然レトモ右船舶ニシテ其ノ積荷ニ異動ナク入港後四  
十八時間以内ニ出港スルモノハ噸税ヲ免除セラルヘシ

日本國ノ船舶前記ノ噸税ヲ納メタル上ハ該税ヲ納メタル港口出發ノ日ヨリ向テ四個月  
間ハ清國ノ何レノ開港或ハ立寄港ニ於テ噸税ヲ免除セラルヘシ但シ日本國ノ船舶ハ  
清國ニ於テ現ニ修繕ヲ加ヘ居ル間ハ噸税ヲ納ムルヲ要セス

清國ノ何レノ開港間ニ於テ旅客、手荷物、書柬、無税品運搬ノ爲メ日本國臣民ノ使用スル小  
船及艇隻ハ噸税ヲ納ムルコトナカルヘシ尤モ其ノ運搬ノ時ニ當リ税金ヲ課セラルヘキ  
商品ヲ運搬スル所ノ小船及荷舟ハ總テ壹噸ニ付壹錢ノ割ヲ以テ四個月毎ニ一回噸税ヲ  
納ムヘシ

日本國ノ船舶及艇隻ニ對シテハ噸税ノ外別ニ手数料或ハ賦金ヲ課スルコトナカルヘシ  
但シ日本國ノ船舶及艇隻ハ最惠國ノ船舶及艇隻ノ噸税ニ異ナルカ又ハ之ヨリ多額ノ噸  
税ヲ納ムルコトナシト知ルヘシ

第十 六 條

清國ノ開港ニ來航スル日本國ノ商船ハ其ノ入港ノ際隨意ニ水先案内者ヲ雇入ル、コト  
ヲ得該商船總テ正當ノ諸税皆納ノ上出發セムトスル時ハ出港ノ際ニモ亦水先案内者ヲ  
使用スルコトヲ得



十八日六十一年清國條約第三條  
基礎トス  
未之可ハ清國主權ノ之ヲ永  
クシテ

第七條

日本國ノ商船破損又ハ其ノ他ノ理由ヲ以テ避難所ヲ要スルノ止ムヲ得サルニ至リタルトキハ最寄ノ何レノ清國港口ニモ入港スルコトヲ得尤モ其ノ船舶ノ修繕ヲ遂ル爲メ陸揚シタル物品ニ對シテハ諸稅若ハ噸稅ヲ拂フコトナカルヘシ

但シ該物品ハ稅關吏ノ監督ニ屬スルモノトス右等ノ船舶清國沿岸ニ於テ淺瀬ニ乗揚ケ又ハ難破シタルトキハ清國官吏ハ直ニ其ノ乗客及乗組員ヲ救助シ該船舶並ニ其ノ積荷ヲ安全ナラシムルノ措置ヲ施スヘシ而シテ救助シタル人々ニハ懇篤ノ待遇ヲ與ヘ必要ノ場合ニハ最寄ノ領事館マテ送届クヘシ

清國ノ商船破損又ハ其ノ他ノ理由ヲ以テ最寄ノ日本港口ニ避難所ヲ要スルノ止ムヲ得サルニ至リタルトキハ該船舶ハ日本官吏ヨリ同一ノ待遇ヲ享有スヘシ

第八條

諸開港地ニ於ケル清國官吏ハ詐偽又ハ密商ノ爲メ收入ニ減少ヲ來タサ、ル様其ノ必要ナリト認ムル措置ヲ施スヘシ

第九條

日本國ノ船舶清國ノ強盜又ハ海賊ノ掠奪ニ遇フトキハ該強盜海賊ヲ逮捕處罰シ其ノ贓品ヲ取戻シ之ヲ其ノ持主ニ還付スルコトヲ務ムルハ清國官吏ノ職務タルヘシ

第十條

清國ニ在ル日本國臣民ノ身體財產ニ關スル裁判管轄權ハ當該日本國官吏ニ專屬ス日本

第六百八十八年清國條約第十九條  
同  
英國ノ條約ニ依リ、船隻法關稅  
ニ在リ、云々トシ、海軍ニシテ、治  
ケリ

國臣民或ハ一切ノ他國臣民又ハ人民ヨリ日本國臣民并ニ其ノ財產ニ係ル訴訟ハ總テ清國官吏ノ干渉ヲ受クルコトナク右官吏ニ於テ審理判決スヘシ

第十一條

清國官吏又ハ臣民カ清國ニ在ル日本國臣民ニ對シ又ハ其ノ財產ニ關シ民事訴訟ヲ起ストキハ日本國官吏ニ於テ之ヲ審理判決スヘシ

清國臣民ニ對シ又ハ其ノ財產ニ關シ清國ニ在ル日本國官吏或ハ臣民ヨリ起ス所ノ民事訴訟ハ總テ清國官吏ニ於テ之ヲ審理判決スヘシ

第十二條

清國ニ於テ犯罪ノ被告トナリタル日本國臣民ハ日本國ノ法律ニ依リ日本國官吏之ヲ審理シ其ノ有罪ト認メタルトキハ之ヲ處罰スヘシ

清國ニ在ル日本國臣民ニ對シ犯罪ノ被告トナリタル清國臣民ハ清國ノ法律ニ依リ清國官吏之ヲ審理シ其ノ有罪ト認メタルトキハ之ヲ處罰スヘシ

第十三條

清國臣民カ日本國臣民ニ對シテ負債ヲ償辦セス又ハ詐偽逃亡スルトキハ清國官吏之ヲ逮捕シ其ノ負債ヲ償還セシムルコトヲ務ムヘシ日本國官吏ニ於テモ日本國臣民カ清國臣民ニ對シテ詐偽逃亡シ又ハ其ノ負債ヲ償辦セサルモノヲ處分スルコトヲ務ムヘシ

第十四條

清國ニ在ル日本人ニシテ罪ヲ犯シ又ハ負債ヲ償辦セスシテ詐偽逃亡シタル者清國ノ内

第六百八十八年清國條約  
條約第三十條ト相似シ



地ニ道レ清國臣民ノ住居若ハ清國船舶中ニ潜伏スルトキハ清國官吏ハ日本國領事ヨリ  
請求次第日本國官吏ニ之ヲ引渡スヘシ  
又清國ニ在ル清國人ニシテ罪ヲ犯シ又ハ負債ヲ償辦セスシテ詐偽逃亡シタル者清國ニ  
在ル日本國臣民ノ住居若ハ清國領海ニ於ケル日本國船舶中ニ潜伏スルトキハ清國官吏  
ヨリ日本國官吏ヘ請求次第之ヲ引渡スヘシ

第二十條

日本國ノ政府及臣民ハ其ノ現在効力ヲ有スル日清開條約諸條款ニ據リ得タル一切ノ特  
權免除及利益ヲ享有スルコトヲ更ニ茲ニ確定ス

且日本國ノ政府及臣民ハ大清國皇帝陛下ヨリ他國ノ政府又ハ臣民ニ現ニ附與シ又ハ將  
來附與スヘキ一切ノ特權免除及利益ヲ享有スヘキコトヲ特ニ茲ニ規定ス

第二十六條

締盟國ノ一方ハ本條約批准交換ノ日ヨリ十個年ノ終ニ於テ税目及本條約ノ通商ニ關ス  
ル條款ノ改正ヲ要求スルコトヲ得然レトモ若シ最初十個年ノ終ヨリ起算シ六個月以內  
ニ兩締盟國ノ何レヨリモ右要求ヲ爲サス改正ヲ行ハサルトキハ本條約並ニ税目ハ前十  
個年ノ終ヨリ起算シ更ニ十個年間其ノ儘効力ヲ有スヘシ而シテ其ノ後各十個年ノ終ニ  
於ケルモ亦同様タルヘシ

第二十七條

締盟國ハ本條約ノ効力ヲ完全ナラシムルニ必要ナル章程ヲ協議決定スヘシ尤モ右章程

ノ實施セラル、ニ至ル迄ハ現ニ清國ト泰西諸國トノ間ニ存スル取極及章程ニシテ其ノ  
本條約ノ規定ニ矛盾セスシテ適用セラレ得ル限ハ締盟國ニ於テ之ヲ遵守スヘキモノト  
ス

第二十八條

本條約ハ日本文漢文及英文ニ調印スヘシ然レトモ將來議論ヲ防ク爲メ締盟國ノ全權大  
臣ハ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニシタルトキハ其ノ異ナル點ハ英文本文  
ニ依テ之ヲ決裁スヘキコトヲ協議決定セリ

第二十九條

本條約ハ大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下ニ於テ之ヲ批准セララルヘク而シテ其ノ批  
准書ハ本條約調印ノ日ヨリ三個月以內ニ可成速ニ北京ニ於テ之ヲ交換スヘシ  
右證據トシテ兩國ノ全權大臣本條約ニ記名調印スルモノナリ

明治二十九年七月二十一日即光緒二十二年六月十一日北京ニ於テ作ル  
大日本帝國北京駐劄特命全權公使正四位勳一等男爵林 董 (記名) 印  
大清帝國欽差全權大臣總理各國事務大臣尙書銜戶部左侍郎張蔭桓 (記名) 印

千八百五十八年英清條約第五十條

千八百五十八年英清條約第五十七條  
ト同レ但シ夫モ一層明確トシ

新規トシ

千八百五十八年六月十三日天津ニ於テ  
清露條約



清露條約

一千八百五十八年六月十三日天津ニ於テ  
締結シタル修好條約

第一條 本條約ハ從來全露國皇帝陛下ト清國  
皇帝陛下ト、間ニ成立スル所、平和及親睦ヲ  
更ニ確定ス

清國ニ在ル露國人及露國ニ在ル清國人、身軀  
及財産ハ兩帝國政府、保護及保證ヲ以テ安全  
ニシテ且侵スヘカラス

第二條 露國政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ

何時ニテモ其ノ公使ヲ北京ニ派遣スルノ既得  
權ハ本條約ニ依テ更ニ確定ス

露國政府及清國政府ハ從來元老院及リハレイ  
一レニテ經テ互ニ往復セシテ改メ自今露國外  
務大臣及清國内首席大臣ヲ經テ對等ノ禮ヲ以  
テ往復ヲ為スヘシ

古兩國大臣ノ間ニ往復スル普通ノ文書ハ清國  
ノ境ノ官吏ヲシテ傳送セシムヘシ然レ重要ノ  
事件ニ關スル文書發送ノ必要アルトキハ特定  
ノ官吏之ヲ携帶シ北京ニ赴キ親ク清國內閣員

又ハ首席大臣ニ面議スルコトアルヘシ而シテ  
右官吏北京ニ着シタルトキハ該文書ハ禮部尚  
書ヲ經テ傳達スヘシ

露國使節又ハ全權公使ト清國內閣員各大臣及  
國境又ハ沿岸ノ各省總督ト往復及會見スルト  
キハ全ク對等ノ禮ヲ用フヘシ兩國ノ境附近  
ノ地方官ト總督トノ交際モ亦右同様ノ基礎ニ  
依ルヘシ露國政府ニ於テ開港場ノ一港ニ全權  
公使ヲ駐在セシムルノ必要ヲ認メタルトキハ  
公使ト地方官又ハ在北京ノ各大臣トノ交際及

往復ニ関シテハ各外國政府トノ間ニ現ニ行ハ  
ル、一般ノ規則ヲ遵守スヘシ

露國公使ハ「キヤクタヨリ」ウルガ又ハ「ダグ」ヨ  
リ「カイケ」河口ヲ經ルカ若ハ其他清國ノ開港開  
市場ヲ經テ北京ニ赴クコトヲ得

支那政府ハ右ニ関シ務メ通知ヲ受ルトキハ公  
使並隨行員ノ旅行ノ安全ト便宜ヲ計リ且北京  
ニ於テ相等ノ禮遇ヲ行テ適當ノ旅館ヲ與ヘ其  
他總テ必要ノ準備ヲ爲ス急ニ速ニ一切ノ手配  
ヲ爲スヘシ右ニ関スル費用ハ露國政府ノ負擔

ニ屬シ清國政府ニ於テ關係ヲキモトス

第三條 露國ト清國トノ貿易ハ從前ノ國境地  
方ニ於テ陸路ニ依ルハ勿論海路ニ依テ齊ク之  
ヲ爲スコトヲ得露國ノ商船ハ商業ノ爲ニ左ノ  
諸港ニ入ルコトヲ得

上海、寧波、福州、廈門、廣東、臺灣島、臺灣府、瓊  
州島、<sup>1</sup>「キユンレユウ」其他外國貿易ノ爲ニ  
開カレタル諸港

第四條 陸路貿易ハ自今之ニ從事スル人員又  
ハ輸入商品ノ種類若クハ商業資本ノ金額ニ関

ニ何等ノ制限ヲ受クルコトナカルヘシ

露國ノ商船ハ輸入商品ノ届出税關稅現行關稅  
ノ納附等、如キ海上貿易及之ニ關スル一切ノ  
手續ニ付テハ清國ノ諸港ニ於ケル外國貿易ニ  
關スル一般ノ規則ヲ遵守スヘシ

露國人密商ヲ行フタルトキハ其ノ商品ハ沒收  
セラルヘシ

第五條 露國政府ハ其ノ便宜ニ從ヒ前記ノ諸  
港ニ領事ヲ駐在セシムルノ權利ヲ有ス又露國  
政府ハ清國開港場ニ在ル露國人ノ秩序ヲ保持

シ領事ノ權カヲ保護スル爲ニ古諸港ニ軍艦ヲ  
派遣スルコトヲ得

領事ト地方官トノ交渉ノ方法、寺院、家屋及倉庫  
建設、爲メ適當ナル地所ノ貸與、露國人相對ニ  
テ清國人ヨリ土地ノ買受其他之ニ類スル事項  
ニシテ領事ノ職權ニ屬スルモノハ外國人ニ對  
シ清國政府ノ一般ニ適用スル規則ニ依ルヘキ  
モノトス

第六條 露國軍艦又ハ商船ガ清國沿岸ニ於テ  
難破シタルトキハ地方官ハ直ニ遭難者ハ勿論

其ノ財産、商品及船舶、救助ニ必要ノ措置ヲ為  
スヘシ而シテ救助シタル人、財産及商品ヲ露國  
領事若クハ其ノ和親國領事ノ駐在セル最寄ノ  
港又ハ便宜ニ從テ國境ニ之ヲ運搬スル為ニ總  
テ、處分ノ為スヘシ人及商品救助ノ為ニ要ス  
ル費用ハ追テ露國政府ヨリ返辨スヘシ  
露國軍艦又ハ商船清國沿海航行中破損ヲ生シ  
タルカ爲ニ修繕ヲ加ヘ又ハ水ヲ蓄ヘ若ハ糧食  
ヲ購入スル、必要アルトキハ開港外ノ諸港ヘ  
入津シ毫モ地方官ノ障礙ヲ受クルコトヲ相

對シテ自由ニ取極メタル價額ニ依リ總テ必要  
ノ物品ヲ購求スルコトヲ得

第七條 外國貿易ノ為ニ開カレタル港ニ於テ  
露清兩國臣民ノ間ニ起ル訴訟事件ハ露國領事  
又ハ其地方ニ在ル露國政府ノ代表者ト協議ス  
ルニアラサレハ清國政府ハ之ヲ審問裁判スル  
コトヲ得ス露國臣民ニシテ輕罪又ハ重罪ヲ犯  
シタル者ハ露帝國ノ法律ニ依テ裁判セラルヘ  
シ  
露國臣民ニシテ清國ノ内地ニ入り輕罪又ハ重



罪ヲ犯シタル者ハ露國ノ法律ニ依テ裁判處罰  
スル爲ニ國境若ハ露國領事駐在ノ開港場マテ  
送届ケヘシ

第八條 清國政府ハ耶蘇教ノ人心ニ安心和合  
ヲ與フルモノタルコトヲ承認シ以テ耶蘇宗ノ  
教務ヲ行フ所ノ清國臣民ヲ搜查セサルハ勿論  
清國ニ於テ已ニ認許シタル他ノ宗教ヲ信仰スル  
者ト均ク之ニ保護ヲ與フルコトヲ約ス

清國政府ハ耶蘇宣教師ヲ以テ利己心ヲ棄タル  
慈善者ト見做シ清國臣民ニ向テ布教ヲ爲スコ

トヲ認可シ開港開市場ヨリ内地ニ入ルコトヲ  
妨ケサルヘシ右宣教師ノ人員ヲ定ム露國ノ領  
事又ハ國境官吏ヨリ之ニ證明書ヲ下附シ宣教  
師ヲ以テ常ニ之ヲ携帶セシムヘシ

第九條 露清兩國ノ境界線ニシテ未定ノ部分  
ハ遲滞ナク兩國政府ヨリ各委員ヲ出シ現場ニ  
於テ検査スヘシ而シテ右境界線ニ関シ委員ノ  
協議決定シタル條約ハ本條約所屬ノ條項ヲ爲  
スモノトス

一旦境界線ヲ定メタルトキハ境界ニ関シ兩國

政府ニ於テ將來正確ノ證據物件ト爲スカ爲ニ境界附近ノ形狀ヲ精細ニ記載シ且其ノ地圖ヲ製スヘシ

第十條 清國派出ノ各露國宣教師ハ舊慣ニ依リ一定ノ期間内北京ニ滞在シ来リタルモ自今其首長ノ決定ニ依リ何時ニテモ「キヤウタ」又ハ他ノ線路ニ依テ露國ニ歸ルコトヲ得而シテ他人ヲヒテ之ニ代テ北京ニ滞在セシムルコトヲ得

宣教師ニ關スル一切ノ費用ハ自今露國政府ノ

負擔ニ屬スヘシ而シテ清國政府カ從來負擔シタル右費用ハ自今支辨セサルモノトス

宣教師郵便脚夫其他露國政府カ「キヤウタ」又ハ清國開港場ヨリ北京ニ送附スル人々ノ旅費ハ往復トモ該政府ヨリ支給ス

又清國地方官ハ右ノ人々速ニ其目的地ニ達スル爲ニ職權ヲ許ス限リ旅行ノ便宜ヲ與フヘシ

第十一條 露清兩國政府ノ間ニ一定ノ通信法ヲ設ケ且北京滞在宣教師ノ用務ヲ便スル爲ニ「キヤウタ」ト北京トノ間ニ毎月一回郵便物發送

事務ヲ開設スヘシ而シテ支那郵便脚夫ハ毎月  
一定ノ日ニ北京及「キヤクタ」ヲ發シ十五日以内  
ノ期限間ニ其ノ攜帶セル通信書類ヲ目的地ニ  
運送スヘシ

右ノ外「キヤクタ」ヨリ北京ニ北京ヨリ「キヤクタ」  
ニ向テ毎三箇月即チ壹箇年四回小包郵便物ヲ  
運送スヘシ

雙方ヨリ差立ル郵便物ノ運送費ハ折半シテ露  
清兩國政府ノ負擔ニ屬スヘシ

第十二條 將來清國政府ノ最惠國ニ附與スル

政治商業其ノ他ニ關スル一切ノ權利特典ハ特  
ニ商議ヲ開クコトヲ直ニ露國ニ均霑スヘキ  
モノトス

本條約ハ清國皇帝陛下ニ於テハ即日批准セラ  
ルヘク而シテ全露國皇帝陛下之ヲ批准シタル  
トキハ批准書交換ハ壹箇年以内若ハ事情ノ許  
ス限リハ可成速ニ北京ニ於テ之ヲ爲スヘシ  
本條約ハ露國漢文ヲ以テ認メ西帝國全權委員  
之ニ記名調印シ 陸軍 其ノ 陸軍 以テ互ニ交換  
ス而シテ本條約條項ノ意義解釋ヲ異ニシタル

トキハ滿文ニ依テ決定スヘシ  
本條約ノ各條項ハ爾後兩締盟國ニ於テ正字ニ  
且嚴確ニ遵守スヘキモノトス

獨清條約  
獨清追加條約



千八百六十一年九月二日天津ニ於  
テ締結シタル清國ト獨逸聯邦トノ

和親通商航海條約

第一條 雙方締盟國ノ間ニ永遠無躬ノ平和及  
親睦アルニ締盟國ノ臣民ハ各々兩締盟國ノ  
一方ニ於テ其ノ身軀及財産ニ對シ完全ナル保  
護ヲ享有スヘシ

第二條 普漏西國王陛下ハ便宜ニ從テ其ノ外  
交官ヲ北京ニ駐在セシムルコトヲ得清國皇帝  
陛下モ亦便宜ニ從テ其ノ外交官ヲ伯林ニ駐在

セシムルコトヲ得

普漏西國王陛下、外交官ハ現條約ニ依リ特ニ  
外交官ヲ北京駐在セシムルノ權利ヲキ聯邦諸  
國、外交ニ付テハ之ヲ代表スルノ權利ヲ有ス  
ヘシ

清國皇帝陛下ハ普漏西國王陛下、外交官及其  
家族並雇人普漏西政府、便宜ニ從ヒ北京ニ  
住居ヲ定メ若クハ臨時往來ヲ為スコトヲ承諾  
ス

第三條 普漏西國及清國、外交官ハ其、住所

内ニ於テ各々國際公法ニ因リ特權免除ヲ享有  
シ其、身體、家族、家屋及信書ハ侵スヘカラス且  
右外交官ハ其、役員、使丁、通譯人、僕婢等ヲ選用  
スルニ於テ制限ヲ受ケルコトナキモ、トス  
外交官ニ係ル總テ、費用ハ各々其政府、負擔  
ニ屬スルモ、トス

普漏西國外交官北京ニ住居ヲ定ムルトキハ其  
適當ナル地所及家屋ヲ借受ケル為ニ清國政  
府ハ該外交官ニ可成便宜ヲ與フヘシ

第四條 獨逸國ハ其、便宜ニ從ヒ清國ノ開港

開市場ニ總領事領事副領事若クハ代辦領事ヲ  
駐在シ其ノ國民ニ係ル事務ヲ取扱ハシムルコ  
トヲ得

右領事官ハ清國政府ヨリ相當ノ敬禮及待遇ヲ  
受ケ且最惠國ノ領事官ト同一ノ特權免除ヲ享  
有スヘキモノトス

獨逸國領事不在ノ時ハ獨逸國臣民ハ自由ニ和  
親國ノ領事ニ又ハ緊急ノ場合ニ於テハ稅關長  
ニ申出ルコトヲ得和親國ノ領事及稅關長ハ獨  
逸國臣民ヲレテ本條約ノ特權ヲ受ケシムル様

盡カマヘシ

第五條 獨逸國ノ外交官又ハ領事官ヨリ清國  
政府ニ發送ノ公文ハ獨逸語ヲ以テ認メ追テ規  
程ヲ設ケル迄ハ之ニ漢文ノ翻譯ヲ添附スヘシ  
尤獨逸文ト漢文トノ間ニ解釋ヲ異ニシタルト  
キハ獨逸政府ハ獨逸文ノ意義ヲ以テ正確ノモ  
トヲ認ムヘシ

又清國政府ヨリ普漏西國其他締盟ノ聯邦諸國  
ノ公使若クハ領事ニ發送ノ公文ハ漢語ヲ以テ  
認メ清國政府ハ解釋上異論ヲ生シタルトキハ

漢文ノ意義ヲ正確ト認メ何レノ場合ヲ問ハス  
翻譯之ヲ以テ證據トナサ、ルモ、ト知ルヘシ  
本條ハ將來解釋上ノ紛議ヲ避ケル爲メ且佛語  
ハ歐洲外交官ノ通語ナルニ依リ獨逸文漢文及  
佛文ヲ以テ之ヲ認ムヘシ右三國ノ文字ハ同一  
ノ意義及解釋ヲ有スルハ勿論ナリト雖モ若シ  
獨逸文ト漢文トノ間ニ解釋ヲ異ニシタルトキ  
ハ佛文ヲ以テ原文ト認メ其意義ニ依テ之ヲ決  
スヘシ

第六條 獨逸國ノ臣民ハ廣東汕頭厦門福州寧

波上海芝罘天津牛莊鎮江九江漢口瓊州島ノ理

州臺灣島ノ臺灣並淡水ノ如キ開港開市場ニ於

テ家族ヲ召連レ住居ニ自由ニ往來ニ且商業若

シ工業ニ從事ニ且各港ノ間ニ自由ニ船舶及商

品ノ往來出入セシメ又古場所ニ於テ家屋ヲ買

取り又ハ借入レ地所ヲ借受テ寺院墓地及病院

ヲ建設スルコトヲ得

第七條 獨逸國ノ商船ハ本條約ニ依リ開港場

ト認メラレタル各口ニ、三入津スルコトヲ得

右開港場以外ノ場所ニ行キ又ハ沿海ニ於テ密

高ヲ為スコトヲ禁ス本條ニ違背シタルカ為ニ  
取押ラレタル船舶ハ積荷ト共ニ沒收セラレハ  
キモ、トス

第八條 獨逸國ノ臣民ハ貿易ノ為ニ開レタル  
港、附近清里百里以内日數五日間ヲ限リ遊歩  
スルコトヲ得

獨逸國臣民ニシテ清國ノ内地ニ旅行セント欲  
スル者ハ獨逸國外交官又ハ領事官ヨリ下附シ  
清國地方官ノ副署ニタル旅券ヲ携帶スヘシ而  
シテ該旅券ハ檢査ヲ求ムラレタルトキハ何時

ニテモ之ヲ示スヘシ

獨逸國ノ旅客又ハ商人其ノ旅券ヲ紛失シタル  
トキハ地方官ハ右旅行者更ニ旅券ヲ得ル迄之  
ヲ留メ置クカ又ハ最寄ノ領事館ニ之ヲ引渡ス  
コト勝手タルヘシ但シ何等ノ方法ニテモ決テ  
之ヲ虐待スルコトヲ得ス

暴徒ノ蜂起シタル地方ニ向ケ決テ旅券ヲ下附  
スヘカラス但シ該地方ニ旅券ヲ發スルハ全ク  
平隱ニ歸シタル時ヲ待テ為スヘキモノト知ル  
ヘシ



第九條 獨逸國臣民ハ雙方相對ニ自由ニ價額ヲ定メ清國內何レノ地ニ於テモ番頭通譯人寫字生職工船頭及從僕ヲ選用シ又人若ハ商品ヲ運搬スル為ニ艇隻ヲ賃借スルコトヲ得又獨逸國臣民ハ清國人ニ就テ清國語ヲ學ビ若ハ外國語ヲ清國人ニ教授スルコトヲ得但ニ獨逸書籍及支那書籍、賣買ニハ決テ障礙スヘカラサルニトス

第十條 耶蘇教ヲ信仰シ及之ヲ傳導スル者ハ清國ニ於テ其ノ身體財產及禮拜ニ完全ナル保護ヲ享有スヘシ

第十一條 獨逸國、船舶外國貿易、為ニ開カレタル港場、各口ヘ入ラントスルトキハ港場迄入船セシムル為ニ適當、水先案内者ヲ雇入ル、コトヲ得又規定ノ諸稅ヲ納附シタル後出帆セントスルトキハ出港、為メ隨意ニ水先案内者ヲ雇入ル、コトヲ得

第十二條 獨逸國、商船入港シタルトキハ稅關長ハ便宜ニ從ヒ該船ヲ監視シ密高ヲ豫防スル為ニ臺名若ハ數名、稅關吏ヲ派遣スルコト

ヲ得右税關吏ハ便宜ニ從テ自己ノ船内又ハ該  
高船ニ乗込ムコトヲ得ヘシ

右税關吏、俸給、食料及雜費ハ清國税關、負擔  
ニシテ船長或ハ荷受人ヨリ何等、手當又ハ報  
酬ヲ請求スルコトヲ得ス本規定ニ違背シタル  
トキハ其ノ貪リタル金額ニ均キ罰金ニ處シ其  
ノ貪リタル金ハ悉皆返解セシムヘシ

第十三條 高船着港後二十四時間内ニ船長ハ  
止ヲ得ナル事故アルニ付サレハ自身ニ若シ  
故障アルトキハ事務長若ハ荷受人之ニ代テ領

事館ニ赴キ船書及積荷目録、騰本ヲ預クヘシ  
夫ヨリ更ニ二十四時間内ニ領事ハ船名、乘組  
員名簿、噸數及積荷、種類ヲ記載シタル書面ヲ

税關長ニ送附スヘシ

若シ船長ノ懈怠ニ依リ四十八時間内ニ右手續  
ヲ了ラサルトキハ船長ハ一日ニ付五十弗ノ罰  
金ニ處セラルヘシ但罰金ハ貳百弗ヲ超過スル  
コトヲ得ス

税關長ハ右ノ通知書ヲ受取リタルトキハ直ニ  
開船、許可證ヲ與フヘシ船長若シ許可證ヲ得

スレテ船ヲ開キ荷卸ヲ初メタルトキハ五百弗  
以下ノ罰金ニ處シ陸揚シタル商品ハ没収スヘ  
シ

第十四條 獨逸國商人商品ヲ船積シ又ハ陸揚  
セントスルトキハ先ツ以テ其ノ許可ヲ税關長  
ニ願出ヘシ許可ナクシテ船積又ハ陸揚シタル  
商品ハ没収マラルヘシ

第十五條 獨逸國臣民ハ外國貿易ノ爲ニ開カ  
レタル諸港ニ於テ輸出入スル所ノ商品ニハ本  
條約ニ附屬ノ税目ニ掲載シタル税ヲ拂フヘシ

但シ獨逸國臣民ハ何等ノ場合ニ於テモ現在又  
ハ將來最惠國ノ臣民ノ拂フ所ノ税ニ異ナルカ  
又ハ之ヨリ多額ノ税ヲ拂フコトナカルヘシ  
本條約ニ附屬ノ貿易章程ハ全ク本條約ノ一部  
ヲ構成スヘキモノナルカ故ニ締盟國雙方ニ於  
テ之ヲ遵守スヘキモノトス

第十六條 税目ニ依リ従價税ヲ課セラルヘキ  
商品ノ價額ニ關シ獨逸國商人ト清國官吏トノ  
間ニ於テ意見投合マサルトキハ雙方ヨリ二名  
若ハ三名ノ商人ヲ出シ検査ヲ行ヒ引取り價額

ヲ申出サレシ其ノ最モ高價ナル分ヲ以テ該商  
品ノ實價ト見做スヘシ

第十七條 従量税ハ商品ノ正實ニ依テ課スヘ  
キモノナルヲ以テ其ノ風袋ハ除算スヘシ獨逸  
商人若シ風袋ニ關シ清國官吏ト意見ヲ異ニシ  
タルトキハ雙方ヨリ荷物ノ内ニテ論争品タル  
箱又ハ袋若干ヲ選出し先ツ以テ其儘量目ヲ計  
リ後ニ風袋ヲ量ルヘシ其ノ量リタル荷物ノ風  
袋平均ノ量目ヲ以テ總テ他ノ荷物ノ風袋標準  
ト為スヘシ

第十八條 右検査中若シ他ノ事項ニ付テ議論  
コ生シ決定セザルトキハ獨逸國商人ハ領事ノ  
盡カテ請求スルコトヲ得領事ハ直ニ其ノ争論  
ノ件ヲ税関長ニ通知シ互ニ和解ヲ計ルコトヲ  
務ムヘシ但シ領事ノ盡カテ請求スルニハ二十  
四時間内ニ限ル若シ此時間ヲ經過シタルトキ  
ハ其効ナキモノトス  
議論決マサル間ハ其ノ精細ノ検査ヲ遂ケ公平  
ノ決定ヲ待テ於テ毫モ干渉俄間敷事ナカラシ  
カ為ニ税関長ハ物品ノ<sup>該</sup>其ノ帳簿ニ記載セザル

一七

第十九條 輸入商品若シ破損ヲ生シタルトキハ其ノ價額ノ減損ニ應ジ減稅スヘシ減稅ハ公平ニ定ムルニシテ若シ議論生シタルトキハ從價稅商品ニ關スル第十六條ノ規定ニ依テ之ヲ決定スヘシ

第二十條 獨逸國船舶清國港ニ入り其ノ着港後四十八時間内ニ離港スルハ出港スルトキハ從價稅及他何等ノ稅ヲ拂フコトヲ得ルニシテ他ノ港ニ入ルコトヲ得ルハ從價稅ヲ拂フコトヲ得ルニシ

第二十一條 輸入稅ハ商品陸揚ノ時ニ輸出稅ハ船積ノ時ニ納ムヘシ船舶及荷物ノ負擔スヘキ噸稅及關稅ヲ完納シタルトキハ稅關長ハ納稅濟ノ證書ヲ附與ス古ノ證書ヲ示ストキハ領事

トス  
船書ヲ船長ニ返附シ出帆スルコトヲ許スモ

第二十二條 稅關長ハ清國政府ニ納附スヘキ諸稅收納取扱ヲ許可セリタル一個若ハ數個ノ兩換店ヲ指定シ右兩換店ヨリ差出タル領收證書ハ政府ヨリ交附シタルモノト見做スヘシ納稅ハ地金又ハ外國貨幣ヲ以テ為スコトヲ得但シ其相場ハ必要ニ從テ獨逸國領事ト稅關長ト協議決定スヘシ  
第二十三條 百五十噸以上ノ獨逸國ノ高船ハ



一噸ニ付四錢ノ割合ヲ以テ又百五拾噸及其以下ノ船舶ハ總テ一噸ニ付一錢ノ割合ヲ以テ噸稅ヲ拂フヘシ石ノ噸稅ヲ拂フタルトキハ稅關長ハ領收證書ヲ船長又ハ荷受人ニ附與ス船長到ル所何レノ港ニ於テモ該證書ヲ稅關ニ示ストキハ第二十一條ニ規定ノ證書日附ノ日ヨリ四箇月間ハ更ニ噸稅ヲ拂フコトナカルヘシ獨逸國臣民ノ旅客手荷物信書食料品其他總テ無稅品運搬ニ使用スル所ノ艇隻ハ噸稅ヲ免除スヘシ石ノ艇隻若シ有稅品ヲ運搬スルトキハ百五拾噸以下ノ船舶ト同様ニ一噸ニ付壹錢ノ割合ヲ以テ噸稅ヲ拂フヘシ

第二十四條 清國ノ港ニ於テ稅目ニ從ヒ關稅ヲ拂フタル商品ハ通過稅トランジットヲ拂フ外何等ノ稅ヲ拂フコトナク内地ニ運搬スルコトヲ得右通過稅ハ現行ノ稅額ニ從ヒ之ヲ拂ヒ將來決テ増額スルコトヲ得ス又内地ヨリ港場ニ運搬スル所ノ商品モ石同様ノ取扱ヲ受クヘキモノトス

内地ヨリ港場ニ運搬シタル產物及港場ヨリ内

地ニ運搬シタル商品、通過税ハ止々一回ノ支拂ヲ以テ終了スルコトヲ得

若シ清國官吏本條ノ規定ニ違背シ不法ノ課税若ハ多額ノ税ヲ請求シ又ハ取立ントスルトキハ清國ノ法律ニ依テ之ヲ處罰スヘシ

第二十五條 獨逸國臣民ノ船舶ノ船長清國ノ港ニ入り積荷ノ一部ヲ陸揚セント欲スルトキハ唯々其ノ陸揚シタル部分ニ對シ關稅ヲ拂フヘシ其ノ他ノ積荷ハ他ノ港ニ運搬シ之ヲ賣却シ及關稅ヲ拂フコトヲ得

第二十六條 獨逸國ノ商人清國ノ港ニ於テ一旦其ノ輸入シタル商品ノ關稅ヲ拂フタル後更ニ之ヲ輸出セント欲スルトキハ商品同一ニシテ其包裝ニ變更シキヤ否ニ付検査ヲ受ケルニ其旨稅關長ニ申出スヘシ  
右商品若シ清國ノ他港ニ向テ更ニ輸出セラルトキハ稅關長ハ該商品ニ對スル關稅ハ已ニ完納シタルコトヲ證スル為ニ證明書ヲ右商人ニ附與スヘシ  
右商品ニ運搬シタル清國港ノ稅關長ハ該證明

書ニ依リ何等ノ附加税ヲ要求スルコトナリ無  
税ニテ陸揚ノ許可ヲ與フヘシ但シ証明書ト商  
品ヲ對照シ若シ詐偽ノ所為發見シタルトキハ  
詐偽ニ係ル商品ハ没収スヘキモノトス

右商品若シ清國以外ノ港ニ向テ再輸出マラル  
トキハ再輸出港ノ税関長ハ再輸出者タル商  
人カ税関ニ對シ其己ニ納附シタル関税ニ均キ  
金額ノ債權ヲ有スルコトヲ証明スル為ニ該  
商人ニ證書ヲ附與スヘシ該證書ハ總テ輸出入  
税ヲ拂フ場合ニ於テハ何時ニテモ税関ニ於テ

現金ノ如ク之ヲ受取ルヘシ

第二十七條 商品ノ轉載ハ税関長ノ特許アル  
ニテラレハ一切之ヲ為スコトヲ得ス危難ノ  
場合ヲ除クノ外許可ナクシテ轉載シタル商品  
ハ没収スヘキモノトス

第二十八條 外國貿易ノ為メ開レタル各港ニ  
於テ税関長ハ商品及地金<sup>重量</sup>計<sup>容積</sup>ル為ニ廣東税関  
ニ於テ使用スル所ノ正確ナル一切ノ度量衡ヲ  
領事館ニ預ケ置クヘシ此正確ナル度量衡ハ税  
額精算並税金支拂ノ標準ト為シ若シ苦情アル

トキハ之ニ依テ決スヘシ

第二十九條 本條約若ハ本條約ニ附屬ノ貿易章程ニ違背シタルカ爲ニ徵收シタル罰金及沒收品ハ清國政府ノ所得ニ屬スヘシ

第三十條 獨逸國軍艦ニシテ貿易保護ノ爲ニ巡航シ若ハ海賊拿捕ニ從事スルモノハ清國內何レノ港ヲ問ハス入港スルコト勝手タルヘシ

右軍艦糧食ヲ積ミ入レ水ヲ蓄ヘ又必要ノ場合ニ於テ修繕ヲ爲ストキハ一切ノ便利ヲ與ヘ毫モ故障ヲ爲スヘカラス艦長ハ清國官吏ト對等ノ禮ヲ以テ往復スヘシ而テ軍艦ハ一切ノ稅ヲ免除セラルヘキモノトス

第三十一條 獨逸國商船若シ破損ノ爲メ若ハ其ノ他ノ原因ニ依リ或ル港ニ避難セラルヲ得ルル場合ニ於テハ清國何レノ港ニ於テモ噸稅ヲ拂フコトナク入港スルコトヲ得又船舶修繕ノ爲メ積荷ヲ陸揚シ且稅關長ノ監視ニ附シタルトキハ其ノ積載スル所ノ商品ハ關稅ヲ拂フコトナカルヘシ右等ノ船舶若シ淺瀬ニ乘揚ケ又

ハ難破シタルトキハ清國官吏ハ直ニ其ノ乗組員ヲ救助シ該船舶並ニ其ノ積荷ヲ安全ナラシムル爲ニ措置ヲ施スヘシ而シテ救助シタル乗組員ニハ好キ待遇ヲ與ヘ必要ノ場合ニハ最寄ノ領事館ニテ達スル爲ニ必要ノ資力ヲ與フヘシ

第三十二條 水夫又ハ其ノ他ノ者獨逸國ノ軍艦ヲ脱走シ又ハ獨逸國臣民ノ商船ヨリ逃亡シタルトキハ領事又ハ其不在ノトキハ船長ノ請求ニ依リ清國官吏ハ脱走者若ハ逃亡者ヲ發見スル爲ニ必要ノ處分ヲ爲シ直ニ領事又ハ船長ニ引渡シ手續ヲ爲スヘシ又清國人ニシテ脱走シ又ハ罪ヲ犯シ獨逸國臣民ノ住居若ハ船舶中ニ潜伏スルトキハ地方官ヨリ獨逸國領事ニ請求セハ領事ハ直ニ其ノ引渡シニ必要ノ處分ヲ爲スヘシ

第三十三條 獨逸國臣民ノ船舶清國沿岸ニ於テ海賊ノ爲ニ掠奪セラレタルトキハ盜賊ヲ逮捕處罰スル爲ニ必要ノ手段ヲ盡シ毫モ怠ルコトナキハ清國官吏ノ職務タルヘシ其ノ贓品ハ



如何ナル場所又ハ如何ナル場合ニ在ルモ之ヲ  
領事ニ引渡スヘシ而シテ領事ハ之ヲ其ノ持主  
ニ還附スヘシ若シ犯罪人ヲ捕縛シ能ハサルカ  
又ハ贓品全部ヲ取戻スコト能ハカルトキハ清  
國官吏ハ右ノ場合ニ適用ノ法律ニ依テ處罰セ  
ラルヘシ但シ賠償ノ責任ハ有セサルモノトス  
第三十四條 獨逸國臣民清國官吏ニ請願スル  
コトアルトキハ必ス其ノ理由書ヲ先ツ領事ニ  
差出スヘシ領事ハ其ノ理由ヲ至當トシ且文面  
適當ナリト認メタルトキハ請願ノ手續ヲ爲シ

若シ文面穩當ナラサル廉マルトキハ之ヲ返附  
シテ改正ヲ爲サシムヘシ  
又清國臣民領事館ニ請願スルコトアルトキハ  
先ツ清國官吏ニ向テ前項同様ノ手續ヲ爲スヘ  
シ而テ清國官吏ハ右同様ノ取扱ヲ爲スモノト  
ス  
第三十五條 獨逸國臣民清國人ニ對シ苦情ヲ  
訴フルノ理由アルトキハ先ツ領事ノ許ニ赴キ  
其ノ理由ヲ開陳スヘシ領事ハ其事件ヲ審査シ  
タル後和解ヲ務メ執ルヘシ又清國人獨逸國臣

民ニ對シ吾情ヲ訴フルトキハ領事ハ注意シテ  
其苦情、理由ヲ聽キ和解セシムルコトヲ務ム  
ヘシ然レモ右等、場合ニ於テ若シ和解成ラサ  
ルトキハ領事ハ當該清國官吏、立會ヲ請求シ  
兩々相協議シテ公平ニ之ヲ處分スヘシ

第三十六條 清國官吏ハ常ニ獨逸國臣民ノ身  
軀並ニ財産ニ對シ完全ナル保護ヲ與フヘシ該  
臣民カ侮辱又ハ暴行ヲ受ケル場合ニ於テハ殊  
ニ然リトス放火、掠奪又ハ破壊ノ場合ニ於テハ  
清國地方官ハ暴徒ヲ鎮撫シ犯罪人ヲ捕縛シ各  
之ヲ嚴罰ニ處スル爲メ急速ニ兵ヲ派遣スヘシ

但シ右ノ處分ハ權利者ヨリ犯罪人ニ對シ損害  
賠償ノ訴ヲ爲スコトヲ妨ケサルモノトス  
第三十七條 清國臣民獨逸國臣民ノ債務者ト  
ナリ其債務ヲ辨償セス又詐偽逃亡シタルトキ  
ハ清國官吏ハ債權者ノ請求ニ依リ逃亡者ヲ取  
押シ債務者ヲシテ其ノ債務ヲ辨償セシムル爲  
ニ一切ノ方法ヲ行フコトヲ解ラサルヘシ  
又獨逸國官吏ハ獨逸國臣民カ清國臣民ニ對シ  
債務ヲ負ヒタル場合ニ於テハ獨逸國臣民ニ辨

償ノ義務ヲ盡シムル爲メ又詐偽逃亡シタル  
トキハ之ヲ法庭ニ出サシムル爲ニ可成盡カス  
ヘシ但シ何レノ場合ヲ問ハス清國政府及獨逸  
聯邦政府モ各其ノ臣民ノ債務ニ對シ責任ヲ有  
セサルモノトス

第三十八條 清國臣民ニシテ獨逸國臣民ニ對  
シ罪ヲ犯シ罪人タルヘキ者ハ清國官吏之ヲ拘  
留シ清國ノ法律ニ照シ處罰スヘシ

獨逸國臣民ニシテ清國臣民ニ對シ罪ヲ犯シタ  
ル者ハ領事之ヲ拘留シ各自國ノ法律ニ依テ處

罰スヘシ

第三十九條 身軀財產ニ關シ獨逸國臣民ノ間  
ニ起ル所ノ訴訟ハ當該獨逸國官吏ノ裁判管轄  
ニ專屬ス獨逸國臣民ト他ノ外國人トノ間ニ起  
ル訴訟ニハ清國官吏一切干渉スヘカラサルモ  
トス

第四十條 兩締盟國ハ清國皇帝陛下ヨリ他  
國ノ政府又ハ臣民ニ現ニ許與シ若ハ將來許與  
スヘキ一切ノ特權免除利益ハ獨逸國政府又ハ  
獨逸國臣民ニ均霑スヘキコトヲ約ス殊ニ關稅

噸稅、港稅、輸出入稅、通過稅ニ係ル稅目又ハ規定  
ニ關シ他國ノ為ニ行フタル一切ノ改正ハ之ヲ  
實施スルト同時ニ新ニ條約締結ヲ要マス即時  
ニ獨逸國ノ商業及其ノ商人ニ適用スヘシ  
第四十一條 獨逸國政府ハ將來本條約ノ條項ニ  
改正ヲ加フルヲ以テ至當ト認ムルトキハ本條  
約批准交換ノ日ヨリ十箇年經過ニタル後之カ  
為ニ商議ヲ開クコト勝手タルヘシ然レモ十箇  
年滿了六箇月前ニ右改正ヲ行フノ意志ヲ清國  
政府ニ公然通知セラルヘシ若シ公然ノ通  
知ナキトキハ本條約ハ更ニ十箇年間其儘効力  
ヲ有スルモノトス  
第四十二條 本條約ハ批准交換セラルヘク而  
シテ其ノ批准書ハ記名調印ノ日ヨリ一箇年以  
内ニ普徧西政府ノ便宜ニ從ヒ上海又ハ天津ニ  
於テ交換スヘシ交換ヲ終リタルトキハ清國政  
府ハ直ニ本條約ヲ地方及北京ノ帝國高等官吏  
ニ漏ラシ通知シ之ヲ遵守セシムヘシ

獨清條約

千八百六十一年九月六日通商條約、追加特  
別條款(所錄) (千八百八十年三月三十一日於北  
京調印)

第一條 清國ノ承諾

「ヒエーペイノイーチヤン港アンフイノ「  
「港チエーキヤンノ「ウエンチヨウ港クワンツ  
ンノ「バコイ港アンフイノ「ターウシアンキ  
アンシノ「フーケー「ヒウキヤンノ「ウーシユ  
ルチク「シヤシ等ノ荷揚場カ已ニ公開セラレ



タル上ハ獨逸ノ船舶ガ商品ヲ船積ニ又ハ陸上  
スル為メニ一時キアソシウノ「リース」港ニ碇  
泊スルハ自由タルヘシ之レカ為メニ上海道臺  
其他ノ有司ハ必要ナル規定ヲ制定スハニ

### 獨逸ノ承諾

清國政府ガ外國ニ與ハタル承諾ニ特別ナル施  
行條約ガ附着スル場合ニ於テ若シ獨逸ガ自國  
並ニ其臣民ノ為メニ此承諾ヲ享受スルトキハ  
之ニ附着スル施行條約ヲモ認メタルモノトス  
千八百六十一年九月二日附條約第四十條ハ本

條ノ為メニ其効力ヲ變更スルモノニ非スニテ  
本條ハ實ニ其効力ヲ證明スルモノナリ獨逸臣  
民ガ清國政府ヨリ外國政府又ハ其臣民ニ附與  
スル特權自由又ハ利益ヲ該條ニ依リ享受スル  
トキハ施行條約ニモ服從スルモノトス

### 第二條 清國ノ承諾

清國ニ於テ噸税ヲ納メタル獨逸船ハ四ヶ月以  
内ハ更ニ噸税ヲ納ムルヲ要セスニテ清國ノ他  
ノ開港場又ハ清國外ノ港ニ到ルコトヲ得ヘシ  
十四日以上清國ノ港ニ碇泊スル獨逸ノ帆船ハ

此日限後ハ條約上ノ噸税ノ半額ヲ拂フヘシ

獨逸ノ承諾

清國政府ハ獨逸國中外國領事ノ駐在ヲ許シタル地方ニ領事ヲ任命スル權利アルヘシ領事ハ最惠國ノ領事ト同一ナル權利及利益ヲ享受スヘシ

第三條 清國ノ承諾

清國ノ開港場ニ於テ外國商人ガ冀望シ且ツ土地ノ狀況ガ許ストキハ清國ノ税関長其他關係アル官廳ハ倉庫ノ築造ニ着手スヘシ且ツ同時

ニ必要ナル規定ヲ制定スヘシ

獨逸ノ承諾

清國ノ開港場ニ到ル獨逸船ハ商品ノ性質數量ヲ明ニスル報告ヲナスコトヲ要ス報告中ニ誤謬アルトキハ二十四時間内ニ(日曜日及祭日ハ算入セズ)訂正スルコトヲ許ス積載ミタル商品ノ數量又ハ性質ヲ誤報スルトキハ其商品ヲ没收シ船長ヲ罰金ニ處ス但シ罰金ノ金額ハ五百兩ヲ超過スルコトヲ許サス

第四條 清國ノ承諾

獨逸商人が関港場ヨリ輸出スル清國産ノ石炭  
ハ輸出税ヲ低減シテ一噸ニ付キ三錢トナヌ但  
シ一層卑低ナル税率ヲ從來定メタル港ヨリ輸  
出スル石炭ニ就テハ猶ホ此卑低ナル税率ヲ適  
用ス

獨逸ノ承諾

船舶ノ種類ヲ問ハス適法ノ免状ヲ有セスモテ  
其水先案内ヲ營業トスルモノハ罰金ニ處スヘ  
シ罰金ノ金額ハ何レノ場合ニ於テモ百兩ヲ超  
過スルコトヲ許サス

水夫ノ監督ヲ適應ニ行フ為メニ成ルハク速ニ  
條約ヲ訂盟スヘシ

第五條 清國ノ承諾

港内又ハ港外ニ於テ破損ヲ生シ修繕ノ必要ヲ  
生シタル獨逸船ハ税関ヨリ定メタル修繕期ノ  
間ハ噸税ヲ納ムルヲ要セス

獨逸ノ承諾

清國臣民ノ所有ニ係ル船舶ニハ獨逸ノ旗ヲ用  
ユルコトヲ許サス獨逸ノ船舶モ亦清國ノ旗ヲ  
用ユルコトヲ許サス

第六條 清國ノ承諾

航海力ヲ喪失セル獨逸船ガ清國ノ開港場ニ於テ破壊シタルトキハ其材料ハ賣却スルコトヲ得ベシ但シ此材料ニ就テハ輸入税ヲ徵收セサルモノトス  
材料ヲ陸上スルトキハ直チニ税関ニ於テ商品ト同一ノ方法ヲ以テ陸上免状ヲ受取ルヘシ

獨逸ノ承諾

獨逸ノ領事ガ發行シ清國ノ管轄廳ガ與印セル旅行免状ヲ携帶セスシテ娛樂ノ為メニ清國ノ

内地ニ旅行スルモノアルトキハ地方廳ハ必要ナル監督ヲ行ハシムル為メニ之ヲ最近ノ獨逸領事ニ引渡ス權利アリ又該違則者ハ三百兩以下ノ罰金ニ處スヘシ

第七條 清國ノ承諾

獨逸ノ船渠ニ用エル材料ハ関税ヲ免ス税関總長ハ本條ニ依リ無税ニテ輸入スル貨物ノ目錄ヲ調製シ之ヲ公布スヘシ

獨逸ノ承諾

獨逸臣民ノ為メニ發行スル獨逸商品ノ内地輸

入免状及旅行券ハ發行ノ日ヨリ起算シ清曆十  
三ヶ月間有効タルヘシ

### 第八條

獨清人民ニ関スル訴訟事件ノ裁判管轄問題清  
國內地ニ於ケル獨逸商人ノ商品ニ對スル課税  
問題及外國官吏ト清國官吏トノ間ニ生シタル  
問題ハ特別ノ高議ニ讓ル獨清兩國政府ハ此高  
議ヲ他日断行スルコトヲ茲ニ宜書ス

### 第九條

千八百六十一年九月二日附ノ舊條約中本條約

ノ為メニ變更セラレサル規定ハ新ニ其効力ヲ  
保有スルコトヲ茲ニ明言ス但シ本條約ニ抵觸  
スル條項ハ變更セラレタル旨趣ヲ以テ標準ト  
ナスヘシ

### 第十條

本追加條約ハ兩締約國ニ於テ批准ニ調印ノ日  
ヨリ一ヶ年內ニ批准書ヲ交換スヘシ  
本條約ノ規定ハ批准書交換ノ日ヨリ施行スヘシ



填清條約

澳清條約

修好通商航海條約(千八百六十九年九月二日  
於北京調印)

第一條

兩締約國ノ間ニ永遠ノ平和及不渝ノ親睦アル  
ヘシ兩締約國ノ臣民ハ兩國ニ於テ身體並ニ財  
産ニ関シテ十分ノ保護ヲ享クヘシ

第二條

皇帝國王聖徒陛下ハ其便宜ニ從ヒ清國皇帝陛  
下ノ政府ニ清國皇帝陛下ハ其便宜ニ從ヒ皇帝

國王聖徒陛下ノ政府ニ兩大和親國ノ間ニ行ハ  
ル、定例ニ從ヒ外交官ヲ信任スルコトヲ得ヘ  
シ皇帝國王聖徒陛下及清國皇帝陛下ハ將來ニ  
好誼ヲ保タシガ為メニ此旨ヲ茲ニ承認ス

### 第三條

兩締約國ガ任命シタル外交官ハ其事務ヲ管理  
スル為メニ其便宜ニ從ヒ締約國ノ首府ニ居留  
シ又ハ機ニ臨ミ締約國ノ首府ニ赴到スル權利  
ヲ有ス

兩締約國ノ外交官ハ其駐在地ニ於テ國際法上

ノ優先權及自由ヲ相互ニ享受スハニ其身體家  
族住居及通信ハ侵スヘカラヌ外交官ハ官吏人  
足通辯奴僕等ヲ選擇任用スル上ニ於テ無制限  
ナルヘニ官吏人足通辯奴僕等ノ身體ハ決シテ  
煩スコトナカルヘシ

兩陛下ノ代理人又ハ兩陛下ノ皇室ニ屬スル人  
又ハ兩陛下ノ家政ノ下ニ在ル人ニ對シ口頭又  
ハ有形ノ所為ヲ以テ侮辱ヲ行ヒ若クハ暴行ヲ  
加ヘタルモノハ有司ニ於テ之ヲ嚴罰スヘシ

### 第四條

皇帝國王聖徒陛下ノ代理人ノ旅行及其隨員ノ  
身體ニハ如何ナル妨害ヲモ加フヘカラス此代  
理人ハ海岸ノ孰レノ地ニ由ルヲ論ゼズ隨意ニ  
通信ヲ發送シ又ハ接受スルコトヲ得ベシ此代  
理人ノ書柬及有價證券ハ使スヘカラス此代理  
人ハ自己ノ人足ヲ使用スルコトヲ得ベシ此人  
足ハ途中ニ於テ保護及便宜ヲ受クルコトハ清  
帝國ノ公郵ヲ運送スル人ト一般タルヘシ  
皇帝國王聖徒陛下ノ代理人ハ同等ノ官吏カ東  
洋諸國ノ定例ニ從ヒ享有スル特權ヲ一般ニ享

受ス

使節ノ費用ハ一切本國政府ニ於テ之ヲ負擔ス

### 第五條

皇帝國王聖徒陛下ノ代理人ハ清國皇帝陛下ノ  
大臣ト同等ノ權利ニ基キ面談又ハ書面ニ依リ  
公務ヲ辦理ス

### 第六條

皇帝國王聖徒陛下ノ政府ハ總領事ヲ任命スル  
權利ヲ有スハ且ツ清國ノ開港場其他皇帝國  
王聖徒陛下ノ政府ノ商利ニ緊要ナル市府ニ領

事副領事又ハ領事代理ヲ任命スル權利ヲ有ス  
ヘシ

清國ノ有司ハ相當ノ敬禮ヲ以テ右ノ官吏ヲ待  
遇スハ右ノ官吏ハ最惠國ノ領事ト同一ノ特  
權及優先權ヲ享受スヘシ

皇帝國王聖徒陛下ノ政府ガ開港場ニ於テ領事  
ノ任命ヲ必要ト認メカルトキハ和親國ノ領事  
ニ該開港場ニ於ケル領事代理ノ職權ヲ委任ス  
ルコトヲ得ヘシ

### 第七條

皇帝國王聖徒陛下ノ外交官及領事ノ公文ニハ  
獨逸語ヲ用キ清語ノ譯文ヲ添フベシ清國ノ有  
司ハ清語ヲ以テ記スヘシ若シ獨逸清兩語ノ間ニ  
差異ヲ發見スルトキハ公文ヲ發シタル國ノ國  
語ヲ以テ記シタルモノヲ正當トナスヘシ  
本條約ハ獨逸語及清語ヲ以テ之ヲ記セリ雙方  
ノ文面ヲ精察ニ對照スルニ各條ノ意義全然同  
一ナルコトヲ明ニセリ

### 第八條

奧太利匈牙利國ノ臣民及其家族ハ廣東スワト



9

厦門福州寧波上海鎮江南京九江ハシカニ揚  
 子江芝罘ハエシタイ天津牛莊等ニ於ケル開港  
 場及市府ニ於テ臺灣嶋ニ於ケル淡水及臺灣府  
 ニ於テハイナニ嶋ニ於ケル「キウンチヨウ」ニ於  
 テ自由ニ移轉シ居留シ商業及工業ヲ営ムコト  
 十分安全ニシテ且ツ如何ナル妨害ヲモ加ヘラ  
 ル、コトナカルハニ  
 奧太利匈牙利國ノ臣民及其家族ハ内地ニ於テ  
 他國ノ臣民ト同様ニ商業ヲ営ムコトヲ得ルモ  
 商店ヲ開設スルコトヲ得ス

第九條

前條ノ規定ニ依リ外國貿易ノ為メニ開キタル  
 港ニ來ル奧太利匈牙利國ノ臣民ハ其居留ノ日  
 限ニ拘ハラヌ家屋及商品貯蓄庫ヲ賃借シ又ハ  
 土地ヲ借受テ以テ家屋倉庫ヲ建築スルコトヲ  
 得  
 右ニ記シタル國ノ臣民ハ同一ノ方法ニ依リ病  
 院養育院學校及墓所ヲ設クルコトヲ得此場合  
 ニ於テ地方廳ハ豫メ領事ト協議シ前記臣民ノ  
 居留ニ宛テタル市區並ニ前記ノ建築ニ宛テタ

ル場所ヲ指定スヘシ  
貸金ノ額ニ就テハ當事者ニ於テ自由ニ協議ス  
ヘシ但シ成ルヘク地方ノ平均額ニ依ルヘシ清  
國ノ有司ハ自國臣民カ過當ノ貸金ヲ定メ又ハ  
請求セサル様ニ之ヲ制スヘシ又領事ハ奧太利  
匈牙利國ノ臣民カ清國所有者ノ承諾ヲ得ント  
欲シテ強迫ヲ用升サル様注意スヘシ

第十條

奧太利匈牙利國ノ商船ハ外國貿易ノ為メニ開  
キタル港又ハ市府ニ到リ且ツ商品ヲ乗セテ一

港ヨリ他ノ一港ニ自由ニ航行スルコトヲ得ハ  
シ然レトモ其他ノ諸港ニ到リ又ハ海岸ニ於テ  
添高ヲ為スコトヲ禁ス  
高船ガ添高ヲナストキハ其積荷ノ性質價格ニ  
拘ハラヌ清國有司ニ於テ没収スヘシ此高船ニ  
ハ引續キ貿易ヲ為スコトヲ禁スルヲ得該船ガ  
會計ヲ整理シ損益ノ對照ヲ明ニシタルトキハ  
直チニ之ヲ放逐スルコトヲ得ヘシ没収ハ總テ  
清國政府ノ利益タルヘシ清國政府ハ差押及没  
収ノ宣告ヲ有効ニ為ス前ニ最近港ニ於ケル奥

國領事ニ其旨ヲ通知スハシ  
商人又ハ高船ハ謀反人又ハ海賊ニ食料武器又  
ハ軍用品ヲ供給スルコトヲ許サズトキハ  
船舶積荷ヲ没収スハニ犯罪人ハ法律ニ従テ嚴  
罰スル為メニ之ヲ本國政府ニ引渡スヘシ其他  
謀反人ノ占據シタル地ニ到ルコトヲ禁ス  
奧太利匈牙利國政府ハ其商旗ヲ不法ニ使用ス  
ルコトヲ一切ノ方法ニ由リ妨クヘシ

### 第十一條

貿易ヲ管シガ為メニ内地ニ旅行スル奧太利匈

牙利國ノ臣民ハ他國ノ臣民ト同様ニ税關長ノ  
旅行免狀ヲ携帯スルヲ要ス單ニ娛樂ノ為メニ  
旅行スル者ノ為メニハ領事ヨリ旅行券ヲ發行  
ス此旅行券ハ地方廳ニ於テ検査スルヲ要ス乃  
テ請求ニ從ヒ此旅行券ヲ提示スルヲ要ス若シ  
此旅行券が適法ナルトキハ所持人ハ旅行ヲ繼  
續スルコトヲ得ヘシ且ツ此所持人ハ人ヲ雇入  
レ又ハ其荷物若クハ商品ノ運送ニ供スル為メ  
ニ小舟ヲ賃借スルコトヲ得ヘシ旅行者が旅行  
券ヲ携帯セサルカ又ハ適法ノ處置ヲナストキ



清國臣民ハ奧太利匈牙利國臣民ノ清帝國ニ於  
ケル財産ヲ侵害スルコトヲ常ニ之ヲ保護セ  
サルハカラス清國ノ有司ハ如何ナル條件ヲ問  
ハス奧太利匈牙利國臣民ノ船舶ヲ差押ハ又ハ  
公私ノ目的ノ為メニ強テ之ヲ用エルヲ許サス

第十四條

奧太利匈牙利國ニ屬スル船舶ガ貿易ノ為メニ  
關キタル港ノ水面ニ来リタルトキ入港スルガ  
為メニ水先案内者ヲ選用スルハ其自由タルベ  
シ一切ノ手数料及賦課ヲ支辨シ出航ノ準備整

ヒタルトキハ出港スル為メニ水先案内者ヲ選  
用スルハ亦同一タルハシ

第十五條

奧太利匈牙利國ニ屬スル高船ガ港内ニ入船シ  
タルトキハ税関長ハ高船ヲ監視シ且ツ商品密  
賣ノ事實ヲキヤ否ヲ見セシムル為メニ便宜ニ  
從ヒ一名若クハ数名ノ税関吏ヲ派遣スルハ此  
官吏ハ其小舟ニ止ルモ又ハ高船ニ留ルモ其隨  
意タルハシ

右官吏ノ俸給食料衣服住居等ノ費用ハ清國税



関ノ負擔トス該官吏ハ一切ノ賠償又ハ報酬ヲ  
船長若クハ荷物受取人ヨリ請求スルヲ許サス

第六十六條

到着後二十四時以内ニ船舶ノ書類運送状等ヲ  
領事ニ交付スルヲ要ス領事ハ更ニ二十四時以  
後ニ税関長ニ船名噸數積荷ノ性質ヲ報告ス  
船長ノ過失ニ由リ船舶到着後四十八時以内ニ  
右ノ規定ヲ遵行セサルトキハ船長ハ一日ノ滯  
延毎ニ五十兩ノ罰金ニ處セラルヘシ但シ罰金  
ノ全額ハ二百兩ヲ超過スヘカラス

船長ハ積荷目録ノ正確ナルコトニ就キ責ヲ負  
フ積荷目録ハ船中ニ在ル積荷ノ詳細ナル報告  
タルヲ要ス偽妄ノ積荷目録ヲ交付スルトキハ  
船長ヲ五百兩ノ罰金ニ處ス但シ目録ヲ税関ニ  
交付セル後二十四時以内ニ目録中ニ發見シタ  
ル誤謬ノ訂正ヲ為スコトヲ得此場合ニハ罰金  
ヲ科セラルコトナシ

税関長ハ前記ノ報告ヲ得タル後船室ヲ開放ス  
ル許可ヲ與フ船長ガ此許可ヲ經スレテ船室ヲ  
開放シ荷揚ニ着手スルトキハ五百兩ノ罰金ニ

處セラレ荷揚ケニタル積荷ハ總テ没収セララル  
ハニ

第十七條

埃太利匈牙利國ノ商人ガ商品ヲ陸上ゲシ又ハ  
船積ニスルヲ要スルトキハ其都度豫メ税関長  
ノ許可ヲ請ノハニ此許可ヲ經ズシテ陸上ゲシ  
若クハ船載ニシタル商品ハ没収セララルヘシ

第十八條

税関長ノ許可ヲルニ非カレハ積荷(甲種積荷)ヲ積換ユル  
エトヨ許可ス許可ナクシテ甲船ヨリ乙船ニ積

換ヘタル貨物ハ没収セララルヘシ

第十九條

埃太利匈牙利國ノ船長及商人ハ商品旅客ヲ運  
送スル為メニ適宜ノ解舟小艇ヲ賃借スルコト  
ヲ得ハニ解舟ノ賃金ハ當事者ノ自由ニ定ムル  
所ニシテ清國有司ノ関セサル所トス借リ入ル  
、解舟ノ數ニハ制限ナシ解舟ノ營業ヲ特許權  
トシ又ハ船積ニ若クハ荷揚スル商品ノ運送者  
ニ解舟ノ營業ヲ特許スルハ禁制ナリ解舟ニ於  
テ客商ヲ為ストキハ販賣ノ商品ヲ没収スハニ

第二十條

奧太利匈牙利國ノ商人ハ關稅表ニ掲ケタル輸  
出稅及ヒ輸入稅ヲ拂フヘシ但シ如何ナル場合  
ニ於テモ最惠國ノ商人ヨリ多ク拂フヘカラス  
本條約滿期前ニ清國ガ外國ト關稅ノ輕減又ハ  
重加ノ商議ヲ為ス場合ニ於テ其條約ガ一般ニ  
採用セラレトキハ奧國政府モ亦之ニ加入ス  
ヘシ  
本條約ノ附録タル通商規定ハ本條約ヲ補足ス  
ルモノト見做スヘク隨テ西締約國ヲ羈束スル

モノト見做スヘシ

第二十一條

價格ニ應ニテ稅ヲ課スル商品ガ到着セタル場  
合ニ於テ奧太利匈牙利國ノ商人ト清國官吏ト  
價格ニ就キ意見ヲ異ニスルトキハ雙方ヨリ各  
々商品ヲ鑑定スハキニ名若クハ三名ノ商人ヲ  
立會ハシムヘシ此商人中最高額ニテ該商品ヲ  
買取ラントスルモノ、買價額ヲ以テ商品ノ價  
格ト定ムヘシ

第二十二條

関税ハ風袋ヲ扣除シタル商品ノ正量ニ従ヒ計  
算ス各個ノ貨物(例ハ茶)ノ風袋ニ就キ商人ト  
税関吏ト意見ヲ異ニスルトキハ雙方各々同數  
(百個ヲ元位トス)ノ箱ヲ選ミ先ツ其全量ヲ測リ  
次ニ其正量ヲ測リ此方法ニ由テ得タル差ヲ貨  
物一團ノ平均風袋トス各個ノ商品又ハ各個ノ  
貨物ノ風袋ヲ定ムルハ此原則ニ依ルハニ然ル  
ニ之ニ拘ハラス他ノ事情ニ依リ意見ノ衝突ガ  
生シ直クニ落着セサルトキハ其旨ヲ領事ニ報  
告スルヲ要ス領事ハ法律ト衡平トニ依リ判定

セシムル為メニ文書ヲ税関長ニ送附スルヲ要  
ス控告ハ二十四時以内ニ提起スルヲ要ス之ニ  
違フトキハ無効タリ税関長ハ事件ノ落着迄商  
品ノ登記ヲ延引スルヲ要ス

### 第二十三條

損傷アリト稱スル輸入商品ニ就テハ損傷ニ相  
當スル減税ヲ行フハニ但シ紛議ヲ生シタルト  
キハ第二十一條ニ於テ從價税品ニ就キ定メタ  
ルト同一ノ方法ニ由リ紛議ヲ調停スハニ

### 第二十四條

埃太利白牙利國ニ屬スル商船ノ船長ハ該船到着後四十八時以内ニ其以後ニハ之ヲ許サス船室ヲ開カスニテ再ヒ出帆スルコトヲ得ニ此場合ニハ噸稅ヲ拂フヲ要セス四十八時以後ニ於テハ噸稅ヲ拂フヲ要ス其他ノ手数料又ハ賦課ハ入港及出帆ノ際俱ニ徵收セラレサルニ

第二十五條

輸入稅ハ貨物ヲ陸上スル時輸出稅ハ貨物ヲ船積スル時支拂ノ義務ヲ生ス船舶及積荷ヨリ支拂フハキ噸稅及關稅ガ悉皆支拂ハルトキハ

稅關長ハ總領收證ヲ發スルニ總領事ハ總領收證ノ提示ヲ受クルトキハ船長ニ船舶書類ヲ還附シ其出帆ヲ許スヘシ

第二十六條

賦課ノ納付ハ紋銀又ハ外國貨幣ヲ以テ清國政府ノ指定セル銀行ニナスヘシ埃太利白牙利國ノ臣民ハ他ノ外國商人ト同一ノ相場ニ於テ外國貨幣ヲ受取ルヘシ如何ナル場合ニ於テモ此相場ニ異ナリ若クハ超過スルコトヲ得ス

第二十七條



奥太利匈牙利國ニ屬スル商船ニシテ百五十噸以上ノモノハ一噸ニ付キ四錢百五十噸未満ノモノハ一噸ニ付キ一錢ヲ拂フハ此手教料ノ計算ニ就テハ英國ノ噸數ヲ以テ標準トナス噸稅ヲ拂ヒタルトキハ稅關長ハ船長又ハ荷物受取人ニ請取證ヲ交付スハニ第二十五條ニ規定シタル總領收證ノ日附ヨリ四ヶ月以内ニ船長ガ入港セントスル他ノ清國ノ港ニ於ケル稅關ニ之ヲ提示スルトキハ再ヒ噸稅ヲ請求セラレサルヘシ

奥太利匈牙利國ノ臣民ガ旅客荷物書柬食料又ハ關稅ヲ拂ハサル貨物ノ運送ニ用エル舟ハ噸稅ヲ拂ハサルモノトス但シ此舟ガ同時ニ關稅ノ義務アル商品ヲモ積載スルトキハ百五十噸未満ノ船舶ノ部類ニ入り一噸ニ付キ一錢ヲ拂フヘシ

第二十八條

產物ヲ清國ノ内地ヨリ清國ノ一港ニ又ハ輸入品ヲ清國ノ一港ヨリ内地ヘ運送セント欲スル奥太利匈牙利國ノ臣民ハ關稅表ニ附添シタル

商事規定第七款ノ規定スル方法ニ從ヒ通過税  
ヲ一時ニ拂フハ自由タルヘシ  
一時ニ納付スル通過税ハ関税表ニ定メタル通  
過税ノ半額トス但シ本條約ノ関税表ニ附添シ  
タル商事規定第二款ニ依リ價格ノ二割半ヲ通  
過税トシテ拂フ所ノ関税免除ノ商品ハ除外例  
トス  
通過税ハ関税表ニ定メタル輸入税及輸出税ニ  
關係ヲキモノトス輸入税及輸出税ハ各別ニ全  
額ヲ徴收ス

清國政府が関税ノ輕減並加又ハ徴收方ノ變更  
ニ就キ將來外國ト商議スル場合ニ於テ其條約  
が一般ニ採用セラレトキハ塙國政府ハ直チ  
ニ此條約ニ加入スヘシ

第二十九條

清國ノ港ニ入船シタル塙太利匈牙利國船ノ船  
長が該港ニ於テ草ニ積荷ノ一部分ヲ陸上セシ  
ト欲スルトキハ此一部分ニ就テノニ関税ヲ拂  
フ義務ナルヘシ積荷ノ殘餘ハ他ノ港ニ運送シ  
該港ニ於テ関税ヲ納メ賣却スルコトヲ得ヘシ

第三十條

沿岸航海ノ業ヲ營ム埠太利匈牙利國臣民ノ船  
舶ハ船積ヲナシタル港ニ於テ関稅ヲ納メ且ツ  
陸上ヲナス港ニ於テ沿岸貿易稅(関稅ノ半額)ヲ  
納メ以テ清國ノ產物ヲ甲関港場ヨリ乙関港場  
ニ運送スルハ自由タルハニ他ノ港ヨリ輸入モ  
タル右ノ清國產物ヲ一年內ニ再ニ輸出スルト  
キハ前記ノ船舶ハ賠償稅券(トラウバック)サ  
テフ井ケート若クハチエンピアョト稱スルモ  
ノヲ受クハニ此賠償稅券ハ納付シタル関稅ノ

半額ヲ代表スルモノニシテ又ヲ有スルトキハ  
船積ノ際輸入稅ヲ納ムルニ及バズ但テ陸上港  
ニ於テ沿岸貿易稅ノ半額ヲ納ムルヲ要スルノ

第三十一條

埠太利匈牙利國ノ商人ニシテ甲関港場ニ商品ヲ  
輸入シ該地ニ於テ関稅ヲ納メタルトキハ税関  
長ヨリ再輸出ノ許可ヲ受クルコトヲ得ヘニ税  
関吏ハ種々ノ詐偽ヲ防グガ為メニ該商品ニ就  
テハ已ニ関稅ヲ納メ且ツ納稅ノ登記アリタル

コト高標ニ毀損ナキエトヲ明ニスヘシ関税ニ  
就キ詐譎ヲ發見シタルトキハ清國政府ハ商品  
ヲ沒收ス奥太利匈牙利國ノ商人ハ此ノ如キ條  
件ヲ遵奉スル以上ハ外國ノ商品ヲ再ヒ外國ニ  
輸出スルガ為メニ納付シタル輸入税ニ就キ賠  
還稅券ヲ受タルコトヲ得ヘシ奥太利匈牙利國  
ノ商人ハ十二ヶ月以内ニ清國ノ産物ヲ外國ニ  
再輸出スルガ為メニ納付シタル沿岸貿易税ニ  
就キ賠還稅券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得ヘシ  
賠還稅券ヲ發行シタル港ノ税関ハ賠還稅券ヲ

輸入税及輸出税ノ納付ニ名價ニテ受取ルモノ

トス

清國ノ他港ニ商品ヲ無税ニ陸上スル目的ヲ以  
テ賠還稅券ノ代リニ免狀(シエンシエータン)ヲ  
受タルコトヲ得ベシ穀物ヲ積載セル奥太利匈  
牙利國ノ船舶ガ積荷ノ一部分ヲモ陸上セサル  
トキハ無税ニテ積荷ヲ輸出スルコトヲ得ヘシ  
清國政府ガ将来外國ト賠還稅券發行ノ期間(商  
品陸上ノ時ヨリ起算ス)ニ就キ高議ヲナス場合  
ニ於テ其條約ガ一般ニ採用セラルトキハ奥

太利匈牙利國政府ハ直チニ此條約ニ加入スベ  
シ

### 第三十二條

外國貿易ノ為メニ開キタル港ニ於テハ稅關長  
ハ廣東ノ稅關ニ於テ用ユル尺度及衡ノ蒐集及  
商品貨幣ヲ量ルヘキ法定ノ秤ヲ領事ノ許ニ備  
置クヘシ此尺度衡及秤ハ關稅ノ徵收其他支拂  
ノ標準タルハシ若シ紛議ヲ生スルトキハ此標  
準ニ照ラシテ決スヘシ  
迷誤ヲ塞キ且ツ統一ヲ圖ルガ為メニ右ノ尺度

及衡ハ本條約ノ商事規定第四款ニ遵應スヘキ  
コトヲ茲ニ承諾ス

### 第三十三條

本條約違反ニ對スル罰金及沒收ハ清國政府ノ  
所得タルハシ  
詐偽及欺商ノ為メニ國家ノ收入ヲ害セサル為  
メニ清國ノ有司ハ各港ニ於テ適宜ノ處分ヲナ  
スコトヲ得ハシ

### 第三十四條

敵對ノ目的ヲ有セサルカ又ハ海賊ヲ追跡スル



埃國ノ軍艦が清國ノ各港ニ到ルハ自由タルベシ

右ノ軍艦が食料ヲ購入シ水ヲ取寄セ又ハ修繕  
ヲナス場合ニハ凡テノ便宜ヲ與フベク此ノ妨  
害ヲモ加フヘカラス右軍艦ノ司令官ハ清國有  
司ト同等ニシテ之ト禮讓ヲ以テ交際スヘシ此  
軍艦ヨリ賦課ヲ徵收スルコトヲ得ス

### 第三十五條

埃太利匈牙利國ノ商船が難破シタルトキ又ハ  
座礁シタルトキ又ハ清國皇帝ノ領域ニ遁レ入

ルコトノ止ムヘカラサルトキハ清國ノ有司ハ  
此事ノ報告ニ接スルヤ直チニ猶豫ナク船舶救  
護ノ處分ヲナスヘシ船中ノ人ハ親切ニ取扱フ  
ヘシ必要ノ場合ニハ此人々ニ最近ノ領事所在  
地ニ航行スヘキ材料ヲ與フヘシ

### 第三十六條

水夫其他ノ者が埃太利匈牙利國ノ軍艦又ハ商  
船ヨリ逃七シタルトキハ清國ノ有司ハ領事ノ  
請求ニ依リ領事ナキトキハ船長ノ請求ニ依リ  
逃七人ヲ發見シ領事又ハ船長ノ手ニ引渡ヌ為

必要ノ處分ヲナスヘシ

清國ノ逃亡人又ハ犯罪ノ為メニ追跡セラレタ  
ルモノガ奥太利匈牙利國臣民ノ家屋又ハ船舶  
ノ内ニ逃ケ入りタルトキハ北方廳ハ奥國ノ領  
事ニ申出ツルコトヲ得ヘシ奥國領事ハ右ノ者  
ヲ引渡スハキ必要ノ處分ヲナスヘシ

第三十七條

奥太利匈牙利國ノ船舶ガ清國ノ領海ニ於テ海  
賊ノ劫掠ニ遇フトキハ清國ノ有司ガ逮捕及處  
罰ノ為メニ一切ノ方法ヲ盡スハ其義務ナリト

ス劫掠セラレタル財貨ハ領事ニ引渡スヘシ領  
事ハ之ヲ所有者ニ還附スバシ海賊ヲ逮捕スル  
能ハス將タ劫掠セラレタル財貨ヲ還附スル能  
ハサルトキハ清國ノ法ニ照ラシテ清國ノ有司ヲ  
罰スヘシ但シ劫掠セラレタル財貨ヲ賠償スル  
義務ナキモノトス

第三十八條

奥太利匈牙利國ノ臣民ガ清國ノ臣民ニ對シ苦  
狀ヲ鳴ラス理由ノルトキハ先ツ領事ノ許ニ到  
リ苦情ノ事由ヲ開陳スヘシ領事ハ事件ヲ審査

シタル後和解ノ勞ヲ取ルニシ  
清國臣民ガ墺太利匈牙利國臣民ニ對シテ苦情  
ヲ鳴ラストキニモ領事ハ之ヲ訊問ニ和解ヲナ  
スベシ

右二個ノ場合ニ和解ノ効果ナキトキハ領事ハ  
職權アル清國有司ノ立會ヲ請求ニ兩々相協同  
シテ衡平ニ依リ事件ヲ裁判スルモノトス

### 第三十九條

墺太利匈牙利國ノ臣民ニ對シテ罪ヲ犯シタル清  
國臣民ハ清國ノ有司之ヲ逮捕ニ清國ノ法律ニ

照ラシテ處罰スハシ

清國ノ臣民ニ對シテ罪ヲ犯シタル墺太利匈牙利  
國臣民ハ領事之ヲ逮捕ニ墺太利匈牙利國ノ法  
律ニ照ラシテ處罰スハシ

### 第四十條

墺太利匈牙利國臣民間ニ於ケル財産身分ノ争  
訟ハ墺國官廳ノ裁判權ニ從フ墺太利匈牙利國  
臣民ト外國臣民間ノ争訟ハ清國ニ於テハ墺太  
利匈牙利國ト外國トノ間ニ締結シタル條約ニ  
於テ之ヲ決シ清國政府ハ之ニ干涉スル權利ナ

シ但ニ清國臣民が争訟ニ關係ヲ有スルトキハ  
清國有司ハ如何ナル場合ヲ問ハス本條約第三  
十八條及第三十九條ニ依リ訴訟ニ參與スルモ  
ノトス

第四十一條

清國ノ有司ハ常ニ埃太利匈牙利國臣民ノ身体  
財産ヲ十分保護スハシ該臣民が侮辱又ハ暴行  
ヲ受クル場合ニ於テ殊ニ然リトス  
強盜放火ノ場合ニハ地方廳ハ奪取セラレタル  
財物ヲ取戻ス為メニ混乱ヲ鎮靜スル為メニ犯

罪者ヲ逮捕スル為メニ適宜ノ處分ヲ為スハシ  
犯罪者ハ法律ニ從テ罰スハシ  
地方廳が犯罪者ヲ逮捕スルコト能ハサルトキ  
ハ清國政府が清國ノ法律ニ依リ該地方廳ヲ罰  
スル外他ノ賠償ヲ清國政府ニ求メザルモノト  
ス

第四十二條

埃太利匈牙利國臣民ノ債務者タル清國臣民が  
其債務ヲ辨濟スルコトヲ懈リ又ハ惡意ヲ以テ  
逃七ミタルトキハ清國有司ハ逃七者ヲ逮捕シ

債務者ヲシテ強テ辨濟セシムル為メニ成ニ能  
フベキ一切ノ方法ヲ利用スハニ  
奧太利匈牙利國ノ官廳モ亦奧太利匈牙利國臣  
民ヲシテ清國臣民ニ對スル債務ヲ強テ辨濟セ  
シムル為メニ且ツ奧太利匈牙利國臣民ガ惡意  
ヲ以テ逃亡シタルトキハ之ヲ裁判所ニ引致ス  
ル為メニ成ニ能フヘキ一切ノ事ヲナスヘシ  
但シ清國政府及皇帝國王聖徒陛下ノ政府ハ如  
何ナル場合ニ於テモ自國臣民ノ債務ニ對シテ  
責ヲ負フヘカラス

第四十三條

奧太利匈牙利國並ニ其臣民ハ清國皇帝陛下ガ  
現在及將來ニ於テ外國政府又ハ其臣民ニ附與  
スル一切ノ特權自由及利益ニ全然均霑スベシ  
關稅表又ハ關稅ノ規定噸稅ノ規定入港稅ノ規  
定輸出入ノ規定及通過ノ規定ニ變更又ハ制限  
ヲ生シタル場合ニ此變更又ハ制限ガ一般ニ採  
用セラルトキハ特別ノ條約ヲ待タス奧太利  
匈牙利國ノ商人及商船ニ直ニ適用セラルベ  
シ



奧太利匈牙利國ノ領地ニ在ル清國臣民ハ最惠  
國ノ臣民ト同一ニ取扱ハルヘシ

第四十四條

兩締約國ハ各々十年ノ後ニ関稅表ノ改正並ニ  
本條約中通商ニ関スル條項ノ改正ヲ請求スバ  
キ權利アルコトヲ茲ニ承諾ス但シ十年後六ヶ  
月以内ニ請求ヲナサ、ルトキハ關稅表ハ前記  
期限ヨリ起算シ十ヶ年間引キ續キ有効タルベ  
シ其後十ヶ年ヲ經過スル毎ニ同一ノ方法ニ依

但シ初期ノ十ヶ年内ニ清國ガ目下清國ト條約  
ヲ締結セル國ト條約ノ改正又ハ關稅表ノ改正  
ヲ行フトキハ皇帝國王聖徒陛下ノ政府ハ直チ  
ニ改正ノ利益ヲ享受スヘシ

第四十五條

本條約ノ批准ハ本條約調印ノ日ヨリ起算シ一  
ヶ年以内ニ上海又ハ天津ニ於テ交換スヘシ

清佛間締結修好通商航海條約



自今佛國人及々其家眷、何等、妨礙制限ヲモ  
 受テス安全ニ廣東、厦門、寧波、福州、上海、開港市  
 場ニ往來シ、居留、商業ヲ營ムヲ得、佛國ノ船舶  
 ハ前記開港、於テ自由ニ貿易、爲シ、隨意ニ破  
 泊シ、又該港間ヲ往來スルヲ得、然レモ清國  
 他所何、開港ニ入概シ、商業取引ヲ行フコ  
 ト旨ニ沿海地、於テ密賣買ヲ爲スコトヲ嚴禁  
 ス本条ニ指テ、場合ニ、第三十條ニ記載セル  
 除外例ノ外右船舶、積荷ハ清國政府ニ沒收ス  
 ルヲ得、但シ清國政府ハ左列ノ後未、追送

二沒收ヲ言渡サ、ハ前條ニ其旨ヲ最近開港駐  
 在佛國領事官ニ通牒スルヲ要ス

第三條

五港内佛國人ニ屬スル各種ノ財産ハ清國人ヨ  
 リ不可侵ス、且佛國ニ終結教團セルハ  
 如何ナルコトアリトモ清國官吏ハ佛國ノ船舶  
 ヲ抑留スルヲ得サルヘク、又如何ナル公私ノ用  
 途ニ爲ストモ之ヲ徵收スルヲ得サルヘシ

第四條

佛國人、自帝陛下ハ前記五港ニ領事官若クハ

領事代弁ヲ任命シ以テ清國官吏ト併國商人ト  
 中間者トナシ約章諸規則ノ嚴守ヲ監察セシ  
 ムヘシ  
 領事官又ハ領事代弁ハ身分相當ナル禮遇優待  
 ヲ受ヘハ駐在地ノ高等官吏ト公務上ノ交際  
 往復ハ双方最モ完全ナル對等ニ行ハルヘシ  
 一其高等官吏ノ喪禮ニ付生訴スヘキ場合ニハ  
 之ヲ九港ノ監督ニ若シ五港監督在ラザルハ地  
 方ノ高官ニ之ヲ直訴スヘシ五港監督又ハ地方  
 高官ハ其訴件ノ照査ニ稟届クヘキハ稟届クヘ

領事官又ハ領事代弁不在ナルトキハ併國ノ船  
 長商人ハ友國領事ノ周旋ヲ頼ミ事ハ若シ斯ク  
 為レ難キ場合ニハ稅關長ニ直訴ヲ為スモ隨意  
 クルヘシ但シ其場合ニハ右稅關長ハ船長商人  
 ニ本條約ノ利益ヲ収悉シムヘキ方法ヲ考量実  
 行スヘシ  
 第五條  
 併國人ノ皇帝陛下ハ高麗榮祖員ノ秩序紀律ヲ  
 保テ領事職權ノ執行ニ便セヨト為レ五港各所



一軍艦ヲ定繫セシムルヲ得ル而シテ右軍艦  
 艦在港ニ伴フテ何等ノ弊害ヲモ生セザラシム  
 ヘキ処置ヲ尽シ各艦長ハ陸地交通并ニ乗組員  
 警備ニ関シテハ第二十三條記載ノ規程ヲ履行  
 セシムルヲ命令ヲ受クヘシ尤モ佛國軍艦ハ如  
 何ナル課税ヲ受クヘキモノニ非サルコト勿  
 論ナリトス

第六條

五箇港場：於テ佛國ノ商業者リ徵收スル輸出入  
 税ハ本條約書ニ附加シ双方合議委員ノ署名

調印ヲ経タル税則：由リテ整理セラルルハシ將  
 来右税額ヲ増加スルコトヲ茲ニ堅ク禁シ何種  
 ノ附加税或ハ負担ヲ賦課スルコトヲ亦行ハズ  
 能ハサルトス  
 佛國人ハ本條約調印ノ日ニ在テ別冊税則品目  
 禁制品ナルコトヲ明示セラシムル專賣品トシ  
 テ特定セラシムルモノ、外其他一般ノ貨物ニ付  
 テハ前記國稅ヲ納了セハ佛國及ヒ外國ノ港場  
 ヲリ清國ヘ之ヲ輸入スルコト并ニ之ヲ清國ヨ  
 リ何處ヘ向テナリトモ輸出スルコト自由ナ

權利品又ハ專賣品ト定メタル物品ノ數ニ至テ  
 ハ清國政府後日之ヲ自由ニ增加スルノ權ヲ棄  
 ヲルニ由リ豫メ佛國政府ト協議シ其合案ナル  
 承諾アリニ非カシハ稅則中何等ノ變更ヲモ施  
 スヲ得サルヘシ  
 稅則并ニ現行ノ諸條約或ハ違テ締結セラルヘ  
 キ諸條約中記入シタル或ハ記入スルキ條テノ  
 規定ニ拘リテハ清國ニ在ル佛國商人其他一般  
 ノ佛國商人ハ始終到知最惠國民ノ取扱ヲ受ク

此權アルコトヲ茲ニ明言確定ス

第七條

總テ佛國ノ貨物ハ五港中何レニ於テナリトモ  
 稅則ニ照ラシ海關稅ヲ算定納了セシ後ハ通過  
 稅ノ外何等ノ附加稅ヲ課セラルコトナク清  
 國商人ノ徑テ内地へ轉送セラルハ得ヘシ其  
 通過稅ハ現行ノ低廉ナル稅率ニ從テ徵收シ時  
 未惠ニ附加シ得ヘシニ非ラス  
 若シ清國稅關ノ吏員本條并ニ前條ノ明文ニ違  
 背シテ不法ナル報酬ヲ要求シ或ハ法外ナル關

税ヲ徴収セシトキハ中國ノ法律ニ從テ罰セラルヘシ

第八條

正寄<sup>正寄</sup>法ナル規則公布アルニ由リ今後從テ  
 賣買ノ適辭無カレハテ以テ五港ニ於テ佛國  
 高船ニ斯ハ所犯アリトハ推測スヘキニ非ヤシ  
 氏若シ犯跡アル場合ニハ佛國船舶或ハ商人ノ  
 前記港場中ノ何レニ於テナリトモ密輸入セル  
 貨物ハ其種類價格ノ如何ニ係ハラズ其他詐偽  
 ヲ以テ陸揚シタル係テノ接制貨物ト同シク地

方官吏ニ押收セラレ清國政府ニ沒收セラルヘ

之加<sup>之加</sup>之清國政府ハ稅則違背ノ銀行稅<sup>銀行稅</sup>

船<sup>船</sup>之對<sup>對</sup>其便宜ニ從テ清國ハ既<sup>既</sup>禁<sup>禁</sup>海關計清算

後直ニ出帆ヲ強ユル式得ヘシ

若シ外國船舶<sup>外國船舶</sup>テ佛國ノ旗章ヲ掲ケルコトア

ラハ佛國政府ハ其妄用ヲ禁遏スルニ必要ノ處

断ラ施スヘシ

第九條

曩ニ廣東ニ於テ<sup>廣東</sup>或ハ<sup>或</sup>下<sup>下</sup>名<sup>名</sup>稱<sup>稱</sup>ヲ以  
 テ聞ヘタル特許組合ハ適法ニ廢止セラルヘシ

由リ今後佛國人ハ五港ニ於テ其望ム所ノ清國  
 臣民ヲ對テトシ其身分ノ如何ヲ問ハス何人  
 ノ干渉ヲ要セズ輸出ノ貨物ノ賣買ヲ約定スル  
 コト隨意タルヘシ清國臣民ハ今後貿易者利独  
 白ノ目的ニテ何等ノ特許組合モ組織スル  
 本條違反ノ場合、清國官吏ハ領事官若クハ領  
 事代辦、具狀ニ據セシ上ハ右ノ如キ聯合ヲ解  
 散スヘキ方法ヲ調査履行スヘシ尤モ自由競争  
 ヲ害スヘキ諸般ノ事ヲ防セシカ爲メ豫戒兼

令ヲ布キテ聯合ノ成立ヲ未然ニ制遏スルコト  
 盡カスヘシ  
 第十條  
 將來清國人中保固船長若クハ商人、債務者ト  
 成リ詐偽其他ノ手段ヲ用リテ損害ヲ債權者ニ  
 被ラズ者ヲハ其債權者ハ從來ノ連帶責任ヲ和  
 用スルヲ得サレハ唯テ領事官ヲ經由シテ地  
 方官ニ訴フヲ得ル而已地方官ハ案件ヲ覆査セ  
 之後判決ニ從テ被告ヲ強制シテ約束ヲ履行セ  
 シムルニ懈怠ナカハレシ然レバ債權者ノ居所



不明或ハ死シ或ハ破産シ或ハ并償ニ定ルハ  
 キ餘財ナキトキ佛國商人ハ清國官吏ノ担保ヲ  
 仰クコト能ハサルヘシ  
 佛國商人ハ方ニ詐偽或ハ不償還ノ場合モ亦又  
 前記ノ場合ト全シク領事官ハ要求者ニ援助ヲ  
 與フハヲ得ルトモ夫カ為メニ領事官モ其本  
 國政府ニ度々其責ニ當ラサルヘシ

第十一條  
 佛國ノ船舶五周港場ノ近海ニ到着ノ時ハ直ニ  
 港内ニ嚮導セシメン為メ其適當ト認ムル水先

案内者ヲ備ヘルノ權能ヲ有シ而シテ一旦  
 亦亦遲滞ナク延期ナク出港ヲ得ルカ為メ  
 凡ソ佛國船舶ノ為メ水先案内ノ營業ヲ志願ス  
 ル者ハ船長三名ノ證明状ヲ添へ出願ニ及フ時  
 ハ佛國領事官ハ他ノ諸國ノ如キ同様ナル手續  
 ニテ之ヲ取扱ヒ定備ト為スヘシ領事官又ハ領  
 事代辦ハ水先案内者ノ給料トシテ各港各別ニ  
 正當ナル金額ヲ定メ且ツ航行ノ距離ト情況ヲ



臨機斟酌スル所アルハ

第十二條

水先案内者、嚮導ニテ佛國商船入港スルト直ニ税関長ハ本船ヲ監視シ何等ノ詐偽モ防オン  
カ為メ属吏迄兩名ヲ本船ヘ派遣スヘシ該吏員ハ本船内ニ詰メ或ハ棄去リシ端舟ニ止マルコト其隨意ナリトス  
其給料衣食費ハ清國税関ノ負担ニ屬シ其船長或ハ積荷受託者ヨリ何等ノ報酬等ヲ要求スルヲ得ヤルハシ

茲テ前記規定ニ觸ル、時ハ厘取金額ノ多少ニ相應スル懲戒ニ當テ且ツ厘取金額全部ヲ償還セシムルハシ

第十三條

佛國商船ノ五港ニ到着後二十四時間以内ニ其船長ハ正當ナル故障ナキ以上ハ船ヲ佛國領事館ニ出頭シ領事官ニ船積証書積荷目録ヲ渡スルハ船長在リシハ積荷取極業者又ハ積物受託者ニ於テ右手續ヲ尽スヘシ次ノ二十四時間以内ニ領事官ハ船名船員名簿積荷目録

積費貨物、種類ヲ記載シタル明細書ヲ認め之  
 ヲ税関長ニ送達スヘシ  
 万一船長ノ懈怠ニ依リ着港後四十八時間以内  
 ニ右最後ノ手續ヲ行フコトヲ得サリシ場合ニ  
 ハ船長ハ遲延一日毎ニ金五拾ピヤストルノ罰  
 ナル罰金ニ受セラルヘシ而シテ其罰金ハ清國  
 政府ノ所得ニ歸スヘシ但シ罰金ノ最高額ハ石  
 ビヤストルハヲ超過セシメス税関長ハ領事館傳  
 達ノ明細書ヲ受領次第船底用書ノ免狀(荷揚受  
 取)ヲ交附スヘシ

若シ船長免狀受領前ニ船底ヲ開キ荷卸ヲ始メ  
 シナラハ罰金々々五百ピヤストルニ処スルヲ得  
 又陸揚セシ貨物ハ押收スルヲ得ヘシ而シテ何  
 シモ皆清國政府ノ所得ニ歸スヘシ  
 第十四條  
 詔ヲ清國ノ一港ニ入リタル外國船ニシテ以テ  
 第十七條ニ記載セラル陸揚免狀ヲ未タ受ケサリ  
 シモノハ追ッテ貨物ヲ賣却スヘキ港ニ於テ噸  
 税海關稅ヲ拂フ上ハ現ニ之ヲ拂フニ及ハス着  
 港後二日以内ニ其港ヲ去リ他港ニ轉スルヲ得



船其他小形船舶ノ甲扱アルモノ或ハ無キモノ  
 ニシテ本船乗込乗客荷物郵便食品等課税  
 セサルハキ物品ノ運搬ニ使用スル者ハ噸税  
 免存ス若シ又以上列記スル小船ヲ以テ免税  
 前ノ船舶ノ貨物ヲ運輸スルトキハ容積百五  
 噸以下船舶ノ噸税ノ一噸毎ニ全免マ  
 分ノ一噸ノ額ニテ納税ヲ為スヘシ併國人ハ向  
 時ナリトモ清國ニヨク形其他船舶ヲ借入  
 ルヲ得同船舶ノ何等ノ噸税ヲ課セラルハ  
 コト無カハルヘシ

第十六條

併國商人ノ船積又ハ陸揚ケラヌヘキ貨物ヲ  
 有スル都度先ツ其明細書ヲ領事官又ハ領事代  
 表ニ交付スルヲ要ス領事官又ハ領事代  
 表時領事官出入ノ通事ニ存シテ右明細書ヲ税關  
 長ニ通達セシム  
 税關長即座ニ船積又ハ陸揚免状ヲ交付シ貨  
 物ノ検査ニ着手スヘシ其検査ハ双方何ニモ  
 万一ノ損失生ハレ最モ穩当ナル方式ニ於テ行  
 フヘシ收税額清算ハ其貨物検査ヲ行フ節併國



商人、自己ノ利益・監査、為メ(自身ニ立合フ  
 可欲セシムル)相者ノ資格アル人ヲ代者ト奉シ  
 ・検査ノ現場ニ立合ハシムルヲ要ス然ラサル  
 時ニ後日ニ至リ何等ノ要求ヲ為ストモ無効ト  
 ルヘシ  
 從價税ヲ課スヘキ貨物ニ關シ價格評定上佛國  
 商人ト請願官吏ト、間ニ是論アルトキハ双方  
 各二三名ノ商人ヲ招キ貨物ヲ鑒定セシメ之末  
 鑒定人中一名ノ評定シタル最高價ヲ以テ該  
 貨物ノ實價ト見做スヘシ

又  
 貨物ハ紙量ニ由リテ徵税スル故ニ其量目ハ貨  
 物ノ容器ニ外裝被、目方ヲ控除シテ計算ス  
 ルニノナリトス徵税額評定上佛國商人ト請願  
 官吏ト意見合同ニ能ハシムルハ双方各其論爭  
 物々ハ荷物中ヨリ函形及ヒ包形ノ荷物若干ヲ  
 檢出シ荷造リ、儘量計リシ後其税額ヲ定  
 ムヘシ斯クシテ其平均税額ハ餘ノ荷物課税ノ  
 目安トナハレシ若シ検査除中論爭起リテ決セ  
 カルトキハ佛國商人ノ領事官ノ仲介ヲ請求ス  
 ルヲ得領事官ハ即時ニ論爭ノ件ヲ税關長ニ通



知し兩者ハ禮便ナル調停ヲ得ンコトニ盡カス  
 へし然レシナカラ領事件訟ノ請求ハ二十四時間  
 以内ニ為サ、ハ於テハ採用セラシムルハ  
 論争ノ裁判未定中ハ税関長論争係争件ヲ帳簿  
 ニ登記セスレシ其難件ノ調査和解ニ充分ノ餘  
 地ヲ存スヘシ  
 輸入貨物ノ損傷セシモ、ハ其落價ニ比例シテ  
 減税アルヘシ但シ落價ノ見積リハ公平ニ定ム  
 へシ必要アラハ對等整定ニ由ルヘキコトハ前  
 項從價税評定ニ關シ規定シタルカ如シ

第十七條

凡テ佛國船舶ノ五港中ノ一ヶ所ニ入り積載貨  
 物ノ一部分ヲ而已同所ニ陸揚セント欲スル者  
 ハ陸揚セシ物昂ニ限リ関税ヲ拂フヘシ殘餘ノ  
 貨物ハ之ヲ他港ニ轉送賣却スルヲ得是レニ對  
 スル関税ハ同所ニ於テ拂フヘシ  
 佛國人船一港ニ於テ貨物ニ對スル諸税ヲ拂ヒ  
 タハ後同貨物ヲ再輸出シ他港ニ於テ賣拂ハシ  
 ト欲スル者ハ其船中ニ其船旨ヲ領事官又ハ領  
 事代弁ニ申出シ領事官又ハ領事官又ハ領  
 事代弁ニ對シ領事官又ハ領事官又ハ領







合ニ一右標準番ニ照ラシテ裁法アルヘシ

第二十條

急要ノ場合ノ外且ツ特許無クシテ貨物ヲ他船ニ轉載スヘオラス

貨物轉載不得已トキハ領事官ノ允許ヲ請フヘシ領事官証状ヲ下付スルハ税関長ニ之ヲ提出

ノ上轉載ヲ許可スヘシ夫レニ付税関長ハ何時ナリトモ属僚ヲ派駐シテ臨檢セシムルコトヲ得ヘシ

現在危険ナル場合ノ外総テ官許ナク轉載ヲ成

レシ場合ニハ道法轉載ニ係ル貨物全部ハ清國政府ニ沒收セラルヘキモノトス

第二十一條

佛國船長商人ハ貨物乘務揚ケ卸シノ為ノ本船通ツ艦艇端舟其種類ノ如何ヲ問ハズ好ム所ノ者ヲ借入ルヲ得ヘシ而シテ借入料金額ハ当

事者相對ニテ取極メ清國官吏ノ裁量ヲ要セズ

隨テ右運送艇ニ關シ詐偽アリ或ハ其紛々スル事ノ場合ニ清國政府ハ擔保ノ責ヲ負フコト無

右運送端船ノ員數ハ制限スヘカラス又向クニ  
 其貨貨業ヲ斷断セシムルコトアルヘカラス  
 貨物揚卸シラ營業トスル祖夫ニ屬シテモ亦  
 右同斷ナリトス

第二十二條

凡テ第二條ノ規定ニ依テ五港ノ何レハナ  
 リトモ到着スル佛國人ハ滞在期ノ長短ニ拘ハ  
 ラス同所ニ家屋倉庫ヲ借り入レテ貨物ヲ藏メ  
 或ハ土地ヲ借りテ自ラ家屋倉庫新築セシムル  
 ヲ得ヘシ

佛國人ハ家屋倉庫ト同シク天主堂病院救養  
 院學校ヲ建テ墓地ヲ設ケルヲ得ヘシ之カ為メ  
 地方官ハ領事官ト協議ノ後佛國人居住ノ為メ  
 并ニ前記各種ノ建築物ニ最ニ適者ナル地區ヲ  
 指定スヘシ  
 貨物ノ地所家屋料ハ可成其地平均額ニ準ジ  
 事者間隨意ニ之ヲ議定スヘシ但シ清國官吏ハ  
 自國臣民ノ法外ナハ掛テ道ヲ為シ或ハ法外ナ  
 ハ請求ヲ為ス等ノ弊ヲ防クヘシ領事官ハ自國  
 人才地所家屋所有主ヲシテ無理ニ差違セシメ



ニカ為メ暴行強制ノ行為無カラシメノコトニ  
 注意スヘシ又五港ニ於テ仏國人ニ割取ル家屋  
 敷土地面積ハ制限アルヘカラス有據者ノ需  
 用便宜ニ應シテ定メラルハコト勿論ナリトス  
 若シ清國人中ニ佛國人ノ天主堂或ハ墓地ヲ侵  
 害シ或ハ破壊スル者アリハ其犯人ハ國法ニ依  
 リ嚴罰セラルヘシ  
 第二十三條  
 五港ノ何シナリトモ居住シ或ハ一時滞在スル  
 佛國人ハ清國人ト同ク自由ヲ以テ附近ノ地ヲ

往來ニ嚴禁ニ從事スルヲ得ヘシト雖モ領事官  
 地方官ト協議シ双方承諾ニテ定ムルキ或ル  
 境界ヲ越ヘ又如何ナル辭柄アリトモ境界ニ於  
 テ高業ヲ營ムヲ得ス  
 五港碇泊船舶ノ乘組員モ亦右境界ヲ越ユル  
 コトアルヘカニス水夫上陸ノ節ハ特別取締法  
 ヲ守ラシムヘシ領事官ハ其取締法ヲ規定シ  
 地方官ニ之ヲ通知シ置キ放ルヘク佛國船員ト  
 土人トノ間ニ争鬪ノ機會ヲ豫防スル様ニ為ス  
 へし

万一本条規定、皆キテ仏國人中何人ナリトモ  
 曉界外ニ出テ又ハ深ク内地ニ入ル者アラハ清  
 國官吏ハ之ヲ拘留スルヲ得而シテ其場合ニハ  
 清國官吏ハ之ヲ最寄同港ノ佛國領事廳ニ護送  
 セシムルヲ要ス然レテ其拘留護送ノ際佛國人  
 ノ擲打ニ負傷セシノ其他些カナリトモ聽待ヲ  
 加フル事アラハ兩帝國間ニ永存スヘキ親睦ヲ  
 害スル恐レアルヲ以テ右ハ何人ニ對シテモ堅  
 ク禁スルモトトス

第二十四條

五港ノ佛國人ハ會計方通事書記職工船夫僕婢  
 ノ自由ニ雇ヒ入ルヲ得雇主雇人或ハ領事官  
 ノ仲立ニテ其給料ヲ定ムヘシ  
 又佛國人ハ清國ノ言語文字或ハ帝國內現存ノ  
 方言書ヲ學ブ為メノ教師トシテ或ハ書キ物ニ  
 関シテ文學理學研究ニ関シテ補助者トシテ其地ノ  
 學士ヲ雇聘スルヲ得ヘシ又或ハ清國臣民ハ  
 佛語或ハ外國語ヲ教授シ且ツ仏國書籍ヲ他ノ  
 妨害ヲ受ケスニ賣渡シ或ハ清國書籍ノ各種ヲ  
 購求スルヲ得ヘシ

第二十五條

佛國ノ民人清國人ニ對シ出訴或ハ要求ノ件ア  
 ルトキハ先ツ其次第ヲ領事官ニ開陳スルヲ等  
 ス領事官ハ其案件ヲ調査セシ後稜便ニ調停セ  
 シムルコトニ尽力スヘシ是ノト同シク清國人  
 佛國人ニ對シ訴フヘキ場合ニハ領事官ハ稜  
 便ニ清國人要求ノ次第ヲ稜便ナハ調停ヲ工  
 夫スヘシ  
 然レハ前記兩條ノ場合ニ和議成ラサル時ハ領  
 事官ハ清國事務官ノ助力ヲ請求シ但共ニ其事

第二十六條

件ヲ換換セシ後公平ニ判決ヲ下スヘシ  
 今後五港ニ於テ佛國民人中清國臣民ヨリ或ハ  
 損害ヲ蒙リ或ハ凌辱虐待ヲ受クル者アラハ地  
 方官ハ加害清國人ヲ捕縛シ佛國人ノ保護防衛  
 ニ必要ナル知方ヲ行フヘシ況ニヤ先漢或ハ狂  
 亂ノ後アリテ佛國人ノ家屋倉庫若シクハ凡テ  
 其設立シタル建造物ヲ劫掠シ破壊シ或ハ燒失  
 セント謀ルニ於テハ地方官ハ領事官ノ請求ア  
 ルト否トニ拘ハラズ早急出立シテ亂徒ヲ解散



セシノ犯罪者ヲ捕ラハ法律ノ嚴シキニ由リテ  
稟刑スヘシ但シ權利者ヨリ損害賠償ヲ要求ス  
ルヲ妨ケサルヘシ

第二十七條

若シ不幸ニシテ若干ノ仏國人ト清國人トノ間  
ニ喧嘩争鬪ノ起リシ場合并ニ一争鬪中銃撃或  
ハ其他ニ一人名或ハ数名ノ死傷者ヲ生セシ場  
合ニハ關係清國人ハ清國官吏之ヲ捕リ押ヘ吟  
味シテ罰スヘキ事アラハ國法ニ照ラシテ處分  
スヘシ關係佛國人ハ領事官ノ請求ニ依リ捕リ

押ハラハルヘシ而シテ領事官ハ速テ佛國政府ノ  
定ムヘキ規定法式ニ循ヒテ被告ヲシテ佛國法  
律等並ニ効力ヲ受ケシメシカ爲メ必要ナル法  
テノ處置ヲ接ルヘシ  
然レテ佛國人ハ五處ニ於テ犯ス所ノ重罪輕罪  
ノ如刑ニ關シテハ始終佛國ノ法律ニ從フヘキ  
コトヲ原則ト爲スニ由リ前掲犯罪ニ類似ノ場  
合ニシテ本條約ニ規定セザル場合モ亦前掲犯  
罪ノ場合ト同一ナル處分アルヘシ

第二十八條

五港在留仙國人相互之間各種雜件爭事起  
 此場合其亦佛國人佛國裁判管轄之屬ス  
 佛國人ト外國人ト之間妨擾生セシ場合ハ清  
 國官吏ハ其之ニ関涉スヘカウナルコト勿論  
 ナリトス  
 清國官吏ハ佛國商船ニ對シテ亦同シク何等  
 ノ處置ヲ行フヘカラス佛國ノ商船ハ佛國官吏  
 及、其船長ノ支配ニ限ルモノトス  
 第二十九條

佛國ノ商船中清國管轄ノ海辺ニ於テ海賊ヨリ  
 襲撃セラルル又ハ劫掠セラルルモナル場合ニ  
 ハ最寄地ノ文武官吏ハ右賊類ノ警報ニ接スル  
 ヤ否ヤ嚴シク先行者ヲ捜索シ捕縛シテ法  
 律ニ照ラシテ刑罰スルハ其ノ道義トシテ計  
 置ス  
 奪掠ニ係ル貨物何レノ地又如何ナル有様ニ於  
 テ發見セラルトモ有權者ニ還付スル任アル  
 事官ニ之ヲ引渡スヘシ万一犯人ヲ捕縛スル  
 得又贖金全部ヲ取り戻シ得サルトキハ清國



官吏ハ如此場合ニ適用スヘキ法定ノ刑罰ニ服  
スヘシト雖モ賠償ノ責任アルヘキ者ニ非ス

第三十條

佛國軍艦ニシテ高業保護ノ為ノ巡邏スルモノ  
ハ總テ友情ヲ以テ待遇セラルシ其到ル清國何レ  
ノ港ニ於テモ斯ク取扱ハルヘシ  
同所ニ於テハ其軍艦ノ要スル糧々ナル食料  
燃料ヲ購求スルヲ得ヘク而シテ破損ヲ生セ  
ル場合ニハ修繕ヲ加ヘ又其目的ニテ必要ナル  
材料ヲ購求スル等以上ノ事皆聊カノ妨礙モ受

ケス行ハルヘシ

佛國商船ノ大破損ニ由リ又ハ其他ノ事故ニ由  
リ不得已ニ入港避難スルモノモ亦其港ハ清國ノ  
如何ナル港ナルニモ其右軍艦ト同様ニ取扱  
ハルヘシ  
若シ其商船中海岸ニ於テ難破セシモノアルト  
キハ現場最近地ノ清國官吏其報告ニ接スルヤ  
即座ニ乗組員ノ救助ヲ許リ皆座用品ヲ供給シ  
且ツ船停泊ノ貨物保全ニ急要ナル處置ヲ施ス  
ヘシ次ニテ避難地ニ最モ近通スル港ノ領事官

又ハ領事代弁ヲシテ棄組員本國送還方并ニ船  
俸ノ残部及々積荷ノ残存保全方等ヲ當該官ト  
振議考量セシメニ才為ノ其領事官又ハ領事代  
弁ニ遭難ノ詳況ヲ通報スヘシ

第三十一條

佛國軍艦或ハ商船ノ水兵水夫其他ノ者ニシテ  
其艦船ヲ脱走セシ者アル場合佛國官吏ハ領事  
官或ハ領事官在リカシハ艦船長ノ請求ニ依リ  
右脱走者ヲ發見シテ直ニ其船ハ引渡ス為  
メ尽力スヘシ

又是ト同様ニ若シ清國ノ脱走者又犯罪者ニシテ  
佛國人ノ家屋或ハ佛國人所有ノ船舶内ニ潜伏  
スルモノアルトキハ地方官ハ之ヲ領事官ニ訴  
ヘ領事官ハ被告ノ犯狀ヲ証據ヲ取集セシ上直  
ニ其引渡シ方ニ関シ必要ナル処置ヲ行フヘシ  
双方何シモ懇切ニ協テ陳匿狗殺等ノ罪為ヲ避  
クヘキモノトス

第三十二條

將來清國力万一他ノ強國ト関戦スル場合アリ  
トキ佛國ノ清國若シクハ敵國ニ對スル貿易ハ

自由ニシテ夫ノ為メ何等ノ傷害ヲ受ケザル  
 へシ  
 現実封鎖ノ場合ノ外ハ何時ニテモ佛國船舶ハ  
 妨害ヲ受ケルコトナク兩交戦國諸港間ヲ往復  
 之平時ノ如ク同港ニ於テ通商ヲ為シ禁制ニ非  
 カル各種ノ貨物ヲ同港ヨリ輸出スルヲ得ハシ  
 第三十三條  
 今後兩國ノ官衙官吏ノ間ニ公用通信ヲ交換ス  
 ルノ法式ハ双方ノ位階地位ニ應ジ然タル數  
 等ニ準クコト、之國都或ハ他所ニ在ル清佛高

等官吏ノ通信ハ公文或ハ通牒ノ書式ヲ以テシ  
 佛國部屬官吏ト清國地方高官トノ通信ハ甲ハ  
 開陳書之式ヲ用井乙ハ告知書之式ヲ用井其他  
 兩國屬官ノ通信ハ前ニ述フル如ク双方全ク對  
 等ニ行フハシ  
 兩國ノ商人其外一般ニ官職ナキ人々ヨリ兩國  
 ノ官吏ニ呈シ或ハ知ラシメントスル一切ノ書  
 面ニハ兩國人相互ニ具狀書之式ヲ用フハシ  
 佛國人ハ清國官衙ハ士類スヘキコトアル毎ニ  
 必ス先ツ其具狀書ヲ領事官ノ検閲ニ供スハシ



領事官ハ其唇面ノ類七條理アリ認メ方適事ナ  
 リト見傲セハ之ヲ受理スヘシ然ラサハトキハ  
 書面ヲ改タメシムルカ或ハ其傳達ヲ拒絶スヘ  
 之  
 清國人ノ領事廳ニ出願スルコトアルトキモ亦  
 右同類ノ手續ヲ清國官衙ノ許ニ履キ官衙モ亦  
 之ヲ行フヘシ  
 第三十四條  
 今後佛國人ノ皇帝陛下ノ政府北京ノ朝廷ニ向  
 ケテ若干ノ公文書ヲ寄送スル場合ニハ佛國領事

廳ノ首班者其公文唇ヲ清國外交事務掛ナレ五  
 港監督ハ若シ不在ナレハ沿海地方ノ監督ノ一  
 人ハ送達シ其外交事務掛或ハ總督ヲ經由シ  
 之ヲ其筋ハ傳達セシムヘシ  
 北京朝廷ノ回答唇ヲ傳フルニモ亦右同様ノ手  
 續ヲ要スヘシ  
 第三十五條  
 佛國人ノ皇帝陛下ハ後日本條約ノ條款中ニ改  
 正ヲ加フヘク適者ト認ムル場合ニハ本條約批  
 准交換後滿格於十年ヲ経シ後其條約周シ清國

政府ト註利ヲ開クコト自由ナリトス  
 本條約ニ明記セサル條ヲ、壹勢ハ佛國領事官  
 或ハ領事代弁并ニ其被治者ニ對シテハ、  
 ノニ非サハコト明ナリ而シテ清國政府カ他強  
 國ハ許與シタル或ハ許與スルキ條ヲノ權利特  
 權免除祖保等ニ關シテハ前條ニ規定シタル如  
 ク佛國人一般之ヲ悉ク享有スヘキコト、定ム  
 第三十之條  
 本和親通商航海條約ノ批准ハ條約書ニ記名調  
 印ノ日ヨリ起算シ一ケ年間若シ能ク可クンハ

其前ニ佛國人ノ皇帝陛下ト清國皇帝陛下ニ於  
 テ交換セラレハシ  
 以上信實ナル証トシテ茲ニ双方ノ全權委員ハ  
 本條約書ニ記名調印セリ  
 光緒二十年十月第二十四日即  
 千道光緒二十四年第九月第十三日ウヰンポー  
 佛國燕京哥爾威德形館上双方ノ全權委員會  
 同シテ本條約書ヲ封印ス  
 署名 テ、ドラグルネ  
 署名 キイ



### ○清國に對する最惠國條款の結果

以英佛獨等諸國の條約と我條約とを總案に對照して之に十分の考案を加ふるに乘ざれば其詳細を知るべからず今其條約の取調に基き此一篇を掲げて讀者各自對照考案するの勞を省く

#### (一) 對照三箇國條約

英國の部

南京條約(トラター)

千八百四十二年八月二十九日

天津條約(トラター)

千八百五十八年六月二十六日

北京條約(コンメンション)

千八百六十年十月二十四日

天津條約第二十

千八百五十八年十一月八日

六及び第二十八(マント)

千八百七十六年九月十三日

芝罘條約(コンメンション)

千八百七十六年九月十三日

芝罘條約(アラシヨナル)

千八百七十六年九月十三日

款條約(アーチクルス)

千八百九十年三月三十一日

重慶條約(アグリーメント)

千八百五十八年六月二十七日

天津條約

千八百六十年六月二十七日

天津條約(アグリーメント)

千八百六十五年八月九日

天津條約 千八百六十一年九月二日  
北京條約(コンメンション) 千八百八十年三月三十一日  
神戶條約(イロハシ)

#### (二) 日清通商章程と三箇國條約との對照

第一款 條約條約に開國の開港場へ商民來往貿易する事勝手にするべき旨を記載す(條約條約第七條) 兩好みを通せし上は海陸の各港に於て彼此共に場所を指定して商民の往來貿易を許すべし(條約條約に通商章程を立て兩國の商民其水運運守せしむ) 因て双方に定めたる開港を左に記す

- 上海口(江蘇松江府上海に屬す) 鎮江口(江蘇鎮江府に屬す)
- 寧波口(浙江寧波府寧波に屬す)
- 九江口(江西九江府九江に屬す) 漢口口(湖北漢陽府漢陽に屬す)
- 天津口(直隸天津府天津に屬す)
- 牛莊口(奉天府海城縣に屬す) 營口口(山東登州府龍山縣に屬す)
- 廣州口(廣東廣州府府城に屬す)
- 汕頭口(廣東潮州府海豐縣に屬す)
- 廈門口(福建泉州府同安縣に屬す)
- 福州口(福建福州府府城に屬す)
- 汕頭口(廣東潮州府海豐縣に屬す)
- 廈門口(福建泉州府同安縣に屬す)
- 福州口(福建福州府府城に屬す)
- 汕頭口(廣東潮州府海豐縣に屬す)
- 廈門口(福建泉州府同安縣に屬す)
- 福州口(福建福州府府城に屬す)

ハ廣東、厦門、福州、寧波、上海に於て住居する事を得(南京條約第二款)南京條約に依り開港したる廣東、厦門、福州、寧波、上海の外英國臣民は牛莊、芝罘、煙台、汕頭、瓊州に往來し隨意に商業を營み船積貨物を齎來し既に開港せる開港場に於て享有する同一の權利特典を有す而して右權利の内には家の賃借り他の借入、寺院、病院、墓地を建設するの權を有す(天津條約第十一款)天津條約第九款は英國臣民貿易の爲め北京に入るを許すものと解釋すべからず(天津條約附屬税目及章程第八項)此取極(コンベンション)關印の日より清國皇帝は天津を以て貿易の爲に開港し英國臣民は條約に據り貿易の爲に開港したる他の開港場同様の條件にて該港に住居し商業を營む事を得(北京約款第四條)前略……清國政府は湖北省、安徽省、安徽省の蕪湖、浙江省の温州、廣東省のハイハイ(平海?)を開港場に加へ領事在地地たらしめ且英政府は四川省に於る英國貿易を觀察する爲官吏を重慶に派遣し及び在動せしむべし但し重慶港へ汽船の航路開けざる限りは英國臣民は該地に居住し建物又は納屋を構ふるを得ず追て汽船航路するに於ては更に取極むる所あるべし(芝罘コンベンション第三節第一項)英國商船は揚子江にて貿易するの權利あるべし但し江上下游暴徒あるに依り鎮江を除く

の外當分の開貿易を許さず鎮江は本條約より一ヶ年の期を以て開港すべし追て平和恢復の上は漢口に到る迄揚子江沿岸にて三ヶ所を限り英國公使清國の國稅制と協議して相定むべし(天津條約第十一款)此款の結果として千八百六十一年に鎮江、漢口、九江の三ヶ所を開港と定めたり其取極めは照會に依て成りしものか條約願案中に見當らずハリストレット氏英清條約彙纂に依るに漢水は千八百六十一年、打狗は同六十四年開港とあり然れども同年間に締結したる條約又は取極めを見ず揚子河港と同様照會文書にて取極めたるものならん歟大江沿岸に在る大通、南京、湖口、武穴、ルイチカウ(?)は内地貿易の場所にして目下開港場たらざるが故外國商民は法律上貨物を上下する能はざるに依り自今汽船は船客又は貨物上下の爲の場所へ立寄(Stop)る事を得べし但し貨物の上下は清國船にて内國人貿易に行はるゝ規則に依り云々、外國商人は右の寄港場と定めたる場所に住居し又は納屋を建て若くは營業の建物を構ふることを得ず(芝罘コンベンション第一款第三項)重慶を自今他の開港場同様開港し英國臣民は宜昌、重慶間貿易のため清國形船を備ふることを得べし但し清國の汽船一たび貨物を取らば重慶に到る時は英國汽船も同様入口する事(重慶エグジション

ト第一、第五款)  
 (佛)新たに開港場を設るは時勢必要の一たるを經驗の證する所となりたるを以て瓊州、汕頭、寧波、漢水、芝罘、南京の各口は廣東、上海、寧波、厦門、福州同様の特典を有すべし(佛)天津條約第六款)前條に掲げたる港及府に於て佛國臣民は家族を召連れ何等の障害なく貿易及び職業に従事する事を得(佛)天津條約第七款)清國若し他國と戰爭あるとき之が爲め清國に對し又は其政國に對する佛人の自由貿易を妨ぐべからず佛國は有効なる封港の場合にあらざれば一方の港より他の港に放障なく往來し一般の手段に従ひ貿易を營み禁制外の各種商品を出入することを得(天津條約第三十款)直隸省天津港以外國貿易に開きたる清國內の開港場同一に開港しすべし(佛)北京コンベンション第七款)清國及東京間國境に沿ひ或は地を運み右の地にて佛國臣民若くは佛國の保護臣民及び清人との間に貿易をなすとを得(安南事件後天津條約第五款)  
 (獨)獨國臣民は廣東、汕頭、厦門、福州、寧波、上海、芝罘、天津、牛莊、鎮江、九江、漢口、海南即ち瓊州、臺灣、漢水の各口に家族を召連れ住居し往來し商業を營み若くは產業(インダストリー)に従事し船舶及び商品を行來出入せしめ右の場所内に家若くは地を買取り賃付け借入れ寺院、

墓地、病院を開設することを得(獨)天津條約第六款)宜昌、蕪湖、温州、ハイハイ各港及び大通、南京、湖口、武穴、ルイチカウ、シャーシーの陸揚地を既に開港したるに付獨國船は商品上げ下ろしのため自今吳淞の港口に寄港することを得(獨逸)北京補遺約款第一款(吳淞條件)(未完)  
**○清國に對する最十三日 惠國條款の結果(承前)**  
 第二款)兩國の官民は定めたる開港場に於て地所を借受くる事を許す何れも其地仕來りの規則に依りて取極めべし總て地所を借受くるには地方官にて其地人家裏所等に障りなきや又地主の同意を得るを以て取極めべし其上に於て公平に地代を極め證書を取替はし地方官之に調印す相對借りすべからず又内地并に不開港場は地所を借り建物する事を許さず開港場にて地所を借り定めたる後住宅を作り店屋等を建てるには地方官より時々見分すべし  
 (英)前略(全文は前掲英の部にあり)右權利の中には家の賃借地の借入寺院病院墓地を建設するの權利を含有す(天津條約第十一款)英國臣民は開港場其他の場所にて家屋、納屋、寺院、病院を建設し若くは埋葬地を得んとするときは其地又は建物に對し民間に行はるゝ所の相場に従ひ公平に且つ双方に於て賣る事なく約定を極むべし

(天津條約第十二款)

(佛)本條約第一款に從ひ開港場に來りたる佛國臣民は其寓居の期如何に拘はらず家屋及商品を取扱ふ爲め納屋を借入又は自ら地を借り家屋及納屋を建設する事を得又寺院、病院、宗教上の建物學校及墓地を設けんとするも同様たるべし地方官は此目的を以て領事と協議を遂げ佛國住民の居住に適すべき地方を選み商揚せる建物を設くべき場所を取極むべし但借家借地の人は關係人の自由に行せし成其地方に行はる平均相に依る事、清國地方は其臣民をして過分の價を要求せしめざる様又佛國事は佛國臣民をして強て所有主を承諾せしむる爲め暴行強迫を用ひざらしむる様取扱ふべし但開港場に於て佛國臣民は所有せしむべき地は其大小及び其所有すべき家屋に制限を立てず本人の必要を便利とに應ずべき事(天津條約第十款)

(備)前略(全文は前掲英の部にあり)家若くは地を買取り貸付り借り入寺院、墓地、病院を建設するを得(天津條約第六款)

第三款 兩國の商船開港場に往來するには自國の海關又は地方役所より船の名並に積前船頭水夫の姓名年齢住所を書記し印形を押したる船切手を申請し開港場の理事官又は海關に持行き勅令を受けしるべし船切手は往來を許す一船切手は

第四款

兩國の商船開港場に入津せば海關より即時に見張りの番人を差出すべし番人は其前船に乗る居又は役船に乗る居とも勝手たるべし右入用の船費は開港場より相渡すに付向船に向ひて取り取る事を不得相背くに於ては其高を取上げ提の處置すべし

第五款

(英)英國の商船開港場に若るときは之を監視する爲め税關長より一名或は數名の税關官吏を派遣すべし右官吏は其便宜に從ひ税關の所屬船又は到着商船内に留まり衣食は税關より給し船長又は荷受主より何等の手續料をも申受くる事あるべからず若し此規則を犯すものあるときは其責りたる金高に應じて處罰すべし(天津條約第三十七款)

(佛)

水夫案内佛國の商船を港内に引入れたる後税關長より該船を監視する爲り一名又は二名の税關官吏を派遣すべし右官吏は其便宜に從ひ税關所屬船内又は該船内に留まる事を得但し給料食事及費用は税關の負擔にして船長又は荷受主より何等の手續料若くは報酬を受くべからず若

(英)船着港後廿四時間以内は船費(シフラス、ベ

ーパス)積荷目録等を領事官に預け置くべし云々(天津條約附屬第三十七款)宜昌重慶開貨物運搬の爲めなるときは英國臣民の借り入れたる支那船及支那形の船舶は(支那形の船舶とは英人自から造りし有せる船を指す汽船は追々支那汽船航運の時を俟て行ふとの取極めなり)英國の國旗を掲げ得るものと雖も清國海關より特別の船證書及び特別の旗章を有するものは該兩港を往來し其貨物一般の條約に定むる規則及長江貿易規則に依り取扱ふべし若し之を携帶せざるものは此の取扱の中定むる特典を得る能はず(重慶宜昌ノット第四款)

(佛)佛國開港場に到着より引續き二十四時間内

に船長より若し已むを得ざる差支のときは荷役員又は荷受主より領事に届出で船費、船積證書(ビュス、オフ、レージング)及積荷目録(マニフェスト)を預くべし云々(佛國天津條約第十七款)(前略)佛國事不在の場合に於ては船長及商人は自由にして領事の領事の取扱に依頼するを得る能はざる時は税關長の世話を受くべし税關長は右船長及商人をして本條約の利益を受けしむる方法を指示すべし(天津條約第五款第二)

津條約第十六款

(備)兩國の船舶入港したるときは税關長適當と思考するに於て一名又は數名の税關官吏を派遣し密商を行なはざる様監視せしむべし右官吏は其便宜に從ひ税關所屬の船に留まるとを得給料食事及雜費は開港場より支拂ふものにして船長又は荷受主より何等の手續料をも申受くべからず若し此規則を犯すときは其責りたる金高に應じて處罰し右の金員は返戻すべし(獨逸天津條約第十款)(未完)

東京日日新聞

清國に對する最

惠國條款の結果(承則)

第五款 兩國の商船開港場に入津せば一日の内を限り其船主より船切手積荷目録を領事官に届出し翌日理事官より海關に掛合ひ且つ其船の名並に積前積荷を書付にして一同差送り海關の改を受くべし若し二日の期限を越へて(日曜日を除き入港の時日十二時を一日とす)海關に届出でざるものは大日本にては一日毎に其船主に洋銀六十元を罰し大清にては一日毎に其船主に銀五十兩を罰す罰銀の高二百兩を過ぐべからず又積荷目録は五細書出すべし若し其品高を匿し或は品名を偽りたる



若らば大日本にては置せし者に其品税銀の高を  
罰し償りし者には洋銀百二十五元を罰す大商にて  
は何れも其品を官に取上げ船主に銀五百兩を罰す  
若し目録に書損ありて其差出たる當日に之を責  
き改むるものは捕ひなし其日を起へて改むる者  
には大日本にては洋銀十五元を罰し大商にては一  
日毎に銀二十兩を罰す罰金の高一百兩を過ぐべか  
らず若し其の港に理事官居合せざる時は船主より  
船切手積荷目録を直ちに海關に差出さば規則の通  
取計ふべし

(英)船着港後二十四時以内に船名(シッフヌマ  
ー)バース(積荷目録等を領事に預け置くべし)(以  
上前に出す)領事官より二十四時以内に船名  
登簿噸數、荷物の種類を税關長に報告すべし  
(以上前に出す)領事官より二十四時以内に船名登  
簿、噸數、荷物の種類を税關長に報告すべし若し  
若船後四十八時間内に船長の懈怠よりして右の  
手續きを履まざる時は一日に付五十兩の罰金  
に處す但し二百兩を越へざる事(天津條約第三  
十七款)天津條約第三十款により英國船船より  
領事に届出べき四十八時間の期限は船頭の港界  
線内に入りたる時より起算すべき事を誤解を妨  
ぐが爲め之を取極の置くものなり云々但し港界  
は收入の保護を而立する限り貿易の便利を考へ  
税關に於て之を取極むべし(天津條約附屬章程  
第六款)船主は荷物目録正確なる事の責に任す

べし貨物を積載して其貨物を目録中に書載せざ  
る事や発見する時は船長の記名を有する積荷受  
入證書の有無に拘はらず直ちに偽り目録を差出  
したる罰銀となすべし(補遺約款附屬取極の追  
加第三款)

第六款 兩國の商船入港し其積荷を書附に認め海  
關に届出るの外船中自用品並に無税の品を別  
目録を認め海關に差出し免稅の改を受くべし若し  
之を賣物になさば納稅則の通稅を納むべし若し納  
稅すべき品を無稅品の日録に書込み税を通れんと  
するものあらば其の品を官に取上ぐべし

(英)(獨)共に對照すべき款なし(思ふに積  
荷目録は船内一切の貨物及其品柄(ナチュール)  
を記載すべしとあるに付石の内に船用品以船用  
品として書載するとなるべし船用品たりとも之  
を降揚げするときは納稅すべきと勿論ならん)

第七款 海關へ理事官の掛合ひ到來せし上は速に  
荷揚免狀を出すべし若し船主免狀を請けずして自  
儘に荷揚せば大日本にては揚げたる荷物を官に取  
上げ大商にては銀五百兩を罰し揚げたる荷物を官に取  
上ぐべし商船の荷揚積するには先づ海關の免狀  
を申請くべし背くものは其荷物を官に取上ぐべし  
荷物を船移しするにも先づ海關より免狀を出せし  
上積み移すべし背くものは大日本にては洋銀六十  
元を罰し大商にては其荷物を官に取上ぐべし  
(英)税關長は領事より正當の式に稱へる報告に

り之を差出したる後二十四時間内に該記ある事  
を發見し訂正するときは罰金を免除す(天津條  
約第三十七款)

(佛)佛船開港場に到着より引續き二十四時間内  
船長より若し已むを得ざる差支のときは荷揚船  
員又は荷受主より領事に届出で船書積積、證書  
(ビルラフレーション)及び積荷目録(マニフェ  
スト)を預るべし(以上前に出す)領事は夫より  
二十四時間内に船名、船員噸數及び貨物の品  
類を明載せる文書を税關長に差送るべし若し船  
長の懈怠に出で着港後四十八時間内に右の手續  
を了る能はざる時は一日に付五十兩の罰金に  
處し清政府の收入に假す但し罰金は二百兩を越  
過せざる事(佛國天津條約第十七款)

(獨)若船後二十四時間内に正當の理由に依り差  
支ある場合の外は船長より若し差支あるときは  
荷揚員又荷受主より船書及積荷目録の原本を領  
事に預くべし(以上前に出す)領事は夫れより二  
十四時間内に船名水夫の員數噸數及貿易の  
品類を税關長に報告すべし若し船長の懈怠によ  
り若船後四十八時間内に右の手續を了らざるど  
きは一日に付五十兩の罰金に處す但し二百兩を  
超過せざる事(獨逸條約第十三款)清國の開港場  
に入口する船隻は其貨物の噸數及品質に關し  
海關に於て之を取極むべし(天津條約附屬章程  
第六款)船主は荷物目録正確なる事の責に任す

津條約第三十八款)貨物を降揚げし又は積込み  
するものは税關長に届出で特別の許可を受くべ  
し此許可を得ず船積し又は降揚げしたる貨物は  
沒收すべし(天津條約第三十九款)特別の許可な  
くして一の船より他の船へ貨物の船移しを爲す  
べからず犯すものは船移したる貨物を沒收す  
(天津條約第四十款)

(佛)税關長領事の通知に接するときは直ちに開  
船の許可を與ふべし船長若し此許可に接する前  
船を開き貨物の降揚を初むるときは五百兩の罰  
金を課し且其降揚げしたる貨物を沒收す何れも  
清政府の所得に歸す(天津條約第十七款未項)佛  
國の商民貨物を降揚げし又は積込むときは其明  
細書を領事又は領事事務員に届出で領事又は領  
事事務員より領事館付の通辯人を税關に派遣し  
て其事を報告せしむ税關長は此報告に接したる  
ときは直ちに降揚げ又は積込みの許可を與ふべ  
し通辯人は双方に損失の場合ならしむるため  
貨物の吟味に立會ふべし(第十九款天津條約)  
貨物の船移しは特別の許可を受け且必要の場合  
にのみ爲す事を得而して船移しの必要あるとき  
は之を領事に申出で領事は其種の證明書を交付  
すべし税關長は此證書を得たる上、船移し許可  
を與ふべし但し船移しるときは税關長何時にて  
も人を派し現場に立會はしむるを得若し許可を

者らば大日本にては隠せし者に其品税銀の高を罰し償ふし者には洋銀百二十五元を罰す大由にては何れも其品を官に取上げ船主に銀五百兩を罰す若し目録に書積ありて其差出したる當日に之を書き改むるものは捕ひなし其日を起へて改めざる者には大日本にては洋銀十五元を罰し大由にては一日毎に銀二十兩を罰す罰金の高一百兩を過ぐべからず若し其の港に理事官居合せざる時は船主より船切手積荷目録を直ちに海關に差出さば規財の通取計ふべし

(英)船着港後二十四時以内は船番(シブプヌマ)一バーヌ(積荷目録等)を領事に預け置くべし(以上前に出す)領事官之より二十四時間内に船名登簿願狀、荷物の種類を税關長に報告すべし(以上前に出す)領事之より二十四時間内に船名登簿願狀、荷物の種類を税關長に報告すべし若し若し船後四十八時間内に船長の解雇よりして右の手短きを履まざる時は一日に付五十兩の罰金に處す但し二百兩を超へざる事(天津條約第三十七款)天津條約第三十款により英國船船より領事に届出べき四十八時間の期限は船船の沿岸線内に入りたる時より起算すべき事を誤解を防禦が爲め之を取極め置くものなり云々但し海界は收入の保護を兩立する限り貿易の便利を考へ税關に於て之を取極めべし(天津條約附屬章程第六款)船長は荷物目録正確なる事の責に任ずべし右目録には積載せる貨物の要領を充分に且つ確實に摘記するものとす若し積りの積荷目録を差出すときは五百兩の罰金を課す但し船長より

事をなすものは貨物を没収の上船長に五百兩以下の罰金を課す(獨逸海關約第三條獨逸國與條件)獨逸國船船積荷を爲すに税關の許可を要すべき貨物を積載して其貨物を目録中に書載せざる事を發見する時は船長の記名を有する積荷受入證書の有無に拘はらず直ちに積り目録を差出したる證據となすべし(補遺約款附屬取極め追加第三款)

第六款 兩國の商船入港し其積荷を書附に認め海關に届出るの外船中自用品並に無税の品々は別に目録を認め海關に差出し免稅の改を受くべし若し之を賣物になさば積稅則の通稅を納むべし若し積稅すべき品を無稅品の目録に書込み税を通れんと謀るものあらば其の品を官に取上ぐべし

(英)(佛)共に對照すべき款なし(思ふに積荷目録は船内一切の貨物及其品類(ナチュール)を記載すべしとあるに付右の内に船用品は船用品として書載するべし船用品たりとも之を陸揚げするときは納稅すべきと勿論ならん)

第七款 海關へ理事官の掛合ひ到來せし上は速に荷揚免狀を出すべし若し船主免狀を請けずして自儘に荷揚せば大日本にては揚げたる荷物を官に取上ぐべし商船の荷揚積荷するには先づ海關の免狀を申請くべし背くものは其荷物を官に取上ぐべし積荷を船移しするにも先づ海關より免狀を出せし上積み移すべし背くものは大日本にては洋銀六十元を罰し大由にては其荷物を官に取上ぐべし(英)税關長は領事より正當の式に稱へる報告に

之を差出したる後二十四時間内に該記ある事を發見し訂正するときは罰金を免除す(天津條約第三十七款)

(佛)佛船開港場に到着より引續き二十四時間内船長より若し已むを得ざる差支のときは積振船員又は荷受主より領事に届出で積荷目録、積荷員又は積振船員(ビルラフレーション)及び積荷目録(マニフエ

スト)を預るべし(以上前に出す)領事は夫より二十四時間内に船名、船員數、噸數及び貨物の品類を明載せる文書を税關長に差送るべし若し船長の解雇に出で着港後四十八時間内に右の手短きを了る能はざる時は一日に付五十兩の罰金に處し清政府の收入に飯す但し罰金は二百兩を超えざる事(獨逸天津條約第十七款)

(獨)若船後二十四時間内に正當の理由に依り差支ある場合の外は船長より若し差支あるときは積振員又荷受主より積荷目録の原本を領事に預くべし(以上前に出す)領事は夫れより二十四時間内に船名水夫の員數噸數及貿易の品類を税關長に報告すべし若し船長の解雇により若し船後四十八時間内に右の手短きを了らざる時は一日に付五十兩の罰金に處す但し二百兩を超えざる事(獨逸條約第十三款)清國の開港場に入口する獨逸船は其貨物の噸數及品類に關し精細なる記事を有する積荷目録を差出すべし差出したる後目録中に誤りあるを發見する時は二十四時間内なれば(日曜日及休日を除く)之を訂正する事を貨物の噸數及品類に關し積りの記

載するときは開船許可を船長に與ふべし此許可なくして船長船を附き貨物の陸揚げを初むるときは五百兩の罰金に處し且其貨物を沒收す(天津條約第三十八款)貨物を陸揚げし又は積載みするものは税關長に届出で特別の許可を受くべし此許可を得ず積載し又は陸揚げしたる貨物は沒收すべし(天津條約第三十九款)特別の許可なくして一の船より他の船へ貨物の船移しを爲すべからず犯すものは船移したる貨物を沒收す(天津條約第四十款)

(佛)税關長領事の通知に接するときは直ちに開船の許可を與ふべし船長若し此許可に接する前積荷を開き貨物の陸揚げを初むるときは五百兩の罰金を課し且其陸揚げしたる貨物を沒收す何れも清政府の所得に歸す(天津條約第十七款末項)佛國の商民貨物を陸揚げし又は積込むときは其明細書を領事又は領事事務員に届出で領事又は領事事務員より領事館付の通辯人を税關に派遺して其事を報告せしむ税關長は此報告に接したるときは直ちに陸揚げ又は積込みの許可を與ふべし通辯人は双方に損失の場合ならしむるため貨物の吟味に立會ふべし(第十九款天津條約)貨物の船移しは特別の許可を受け且必要の場合にのみ爲す事を得而して船移しの必要あるときは之を領事に申出で領事は其趣の證明書を交付すべし税關長は此證書を得たる上、船移し許可を與ふべし但し船移ししたるときは税關長何時にて人々を派し現場に立會はしむるを得若し許可を



(英)税は各品其純量に課し風袋(シール) (糖類粉類等)の重量等は之を引くべし茶の如き品物の重量を定むるに當り英國商人税関官吏と協議せらるる事あれば双方に於て毎百中若干の額を運出し一々先づ其純量を衡り次に風袋を改め其平均の量を以て全數の風袋の量とすべし他の貨物に對しても亦此理に準ず天津條約第四十二款) 損害を受けたる貨物は總て其損害の度に應じて減税すべし若し異論の生ずる事ならば従價税を支拂ふ品物に關し本條約定する所に據り處分す(天津條約第四十四款)

(佛)税は之を純量に課し風袋は之を除くべし若し風袋の量目に付き佛國商人、清國官吏との間協議せらるるときは双方に於て其論に關する貨物中より若干の額若くは包を撰り出し先づ其の純量を見、次に風袋を量り其平均風袋を準とし以て他の貨物を衡るべし輸入貨物に其損害の度に應じて減税すべし右は公平に取極むべしと雖も若し必要の場合に於ては従價税の規定に關し前に定むる所に據るべし(天津條約第十九條第四五六七項)

税金收入を命せられたる銀行(タイ、銀行又は外國貨幣にて納むべし)併し外國貨幣は千八百四十三年七月十三日廣東に於て行ひたる分析の割合を以てす(天津條約第三十二款)

(佛)清に於て佛國の貿易に課すべき税は兩國の全權の記名したる本條約附屬の條目に照して納むべし云々佛國商人は税目所定の税を拂ひたる上は何等の負擔又は附加税を加ふる事なく本條約記名の日及附屬税目に於て納むる品の外は何品にても外國より輸入し又は何品にても支那より外國へ輸出する事自由たるべし(以下均等の項あれども略す天津條約第二十七款) 外國貿易に關する各港の税関長は貨物及び税を衡る爲め度量衡を受取り之を領事官に預け置くべし右度量衡は廣東税関に於て現に使用するものと聯か差違なく且つ其の出所を證明すべき印章刻印を有するものたるべし税金其他清國政府に納むべきものは此度量衡に依據し又貨物の目方寸尺に關し異論あるときは之に依て決すべし(天津條約第二十六款)

(獨)獨國臣民は其開港場に入出せる貨物に對し本條約に附屬せる税目に照して納税すべしと雖も現今將來共に最惠國臣民の納むる税率よりも多き事あるべからず(天津條約第十五款) 輸入方は塊又は外國貨幣を以てすべし其清國タイ、

十七日月曜 日休刊

を計り次に風袋を換け以て之が量目を定む斯くして定めたる平均風袋を以て總貨物の風袋を計算す(天津十七款) 輸入貨物損害ありて之を證明するときは其度に應じて相當の減税を許す異議を生ずる事あれば従價税を支拂ふ品物に關し本條約第十六條に定むる所に據り之れを處分す(天津第十款)

第十一款 大日本の商船荷物を大港の開港場に輸入せば大清の海關規則によりて納税すべし大清の商船荷物を大日本の開港場に輸入せば大日本の海關規則に依て納税すべし兩國諸港の海關には一定せし斤量尺度並に銀位の見本あれば雙方の商民何れも其地の商規に従て取計ひ聊か異議あるべからず

(英)英國商人輸出入の物品に對して税目に定むる所の税を納むべし併し他の外國官吏に對し課するより高率なる事能はず(天津條約第二十四款) 英國貿易より生ずる收入を保護するため清國政府が最良と思考する方法を設くる事は條約の定むる所とす而して其方法は各港置一するべし度量衡は各地區々に分れざる均一ならしむる爲め財務局(ホームド、ラフ、レニク)より廣東關長へ交付したるものを標準として製作し取揃へて之を各港の領事、税関長より渡し置くべし(天津條約第二十四款) 税金は清國政府より

に對する場合は領事官及税関長との間に特別約束を結ぶべし(天津條約第二十二款) 度量衡は廣東税関に於て現に使用するものを取揃へ各開港場に於て税関長より領事へ交付すべし税金の上納及一切の異論あるときは右の度量衡を標準として決すべし(天津條約第二十八款)

第十二款 兩國の貨物未だ税関に載せざる者若らば海關にて時の相違を以て其價を積り代百兩に付し税銀五百兩宛取立つべし若し荷主海關の積り直段にて賣る事を欲せざれば其の意に任せ税銀は海關積り直段の通り拂はしむべし

(英)輸出入税目及無税品目録中に書載せざる物品は其市價に對し五分の税を納むべし(天津條約附屬税目及章程第二項) 税目に依り從價税を納むべき物品の價に關し英國の商民税関官吏も其鑑定を異にするときは双方より二名又は三名の商人を出して鑑定せしめ其中最高價を附し且右の價なれば自身取るべしと云ふ者の鑑定せる價に依るべし(天津條約第四十二款)

(佛)従價税に屬する物品の價に關し佛國の商民清國の官吏と異見あるときは二名又は三名の商人を双方より出して検査せしめ其取引直段を申出さしめ其中の最高價格に依て納税すべし(天津條約第十九款第三項)

(獨)對照の款條約中になし物品鑑定の手續は全  
く英と同一なるを以て略す税に當り物品五  
分税の事は本條約附屬の貿易取扱(コメンタル  
ヤールステュービション)にある事と思考す  
れども右取極の本文を得ず但し英條約に附屬せ  
る貿易規則と同一なるべし漢譯文に就て比較す  
るに英條約殆んど同一なり (未完)

### 東京日日新聞 十八日

## ●清國に對する最惠國條款の結果(承前)

第十三款 兩國開港場の停泊所並に荷物揚卸の場  
所は何れも海關より程好き處を定むべし右は商人  
便利のためなれば稅關取立の簡便に依り申立べ  
からず又官吏商民遊歴の事は兩國何れも仕來り  
の規則に依り取計ふべし尤も大清にて手形を  
受ける事は引受け其人柄實體なるを見極め手  
形を渡し安りに事引出す等の患を免るべし  
(英)港口の境界は收入の保護と兩立する限り買  
易の爲め便利を考へ稅關之を取極むべし又貨物  
を上下すべき碇泊場の境界も稅關にて取極め公  
示の爲め領事は通達すべし(天津條約附屬章程  
第六條)英國臣民は領事より發給し地方官の查  
照せる護照を以て内地各處へ保護のため又は買  
易の爲め旅行する事を得云々開港場より百里以

(碇泊場の境界は城郭物上下の場所等本條約  
中に規定見えす思ふに清國自治すると勿論  
して掲げざるものなるべし)

(獨)獨國民は開港場の最寄り百里以内五日敷  
日以内の地へは護照を得ずして遊歴する事を得  
若し内地に行かんとする者は獨國の外交官若く

は領事官より發給し清國官吏の査照したる護照  
を所持せざる可らず若し之を紛失せしものあると  
きは更めて之を得る迄清國官吏に於て本人を留  
置るか又最寄りの領事館迄送る事を得但し留置  
し又處待を受けしむべからず(第八款)外國貨物  
を携へて内地に入込又は内地を航行する時は獨  
國臣民に發給せる免狀(パスポート)若くは證書  
(サーティフィケート)は十三箇月を以て期限とし  
滿るときは更に之を申受ざる可らず但し滿期の  
免狀及證書は消印の爲め之を發給したる地の領  
事館へ送納すべし若し遊歴せんとし其地方遠  
隔に涉り一ヶ年以上を要するときは之を交付す  
る時豫め領事地方官と打合せ其趣を證書面に認  
むべし、護照の返納を怠る者は返納するに非れ  
ば新規の護照を交付せず、護照紛失の場合には  
其期限満ちたると否とに拘らず最寄りの地方官に  
其趣を證書にて届出づべし地方官は之を無効と  
なす事に就て必要の手續を行ふ若し右の届書偽  
りなる事發露するに於ては貨物運搬に係るなれ  
ば之を沒收し遊歴に止まるなれば處分の爲め最  
寄りの領事館に引渡すべし(補遺約款第七項獨國  
讓與條件) (未完)

十九日 以上掲載

内日敷五日を越えざる地方へ保護の爲め旅行す  
るものは護照を受けるに及ばず本條は船員に適用  
せず船員の取締りは領事と地方官と協議して規  
則を立つべし(天津條約第九款)  
(佛)佛國臣民は護照を以て同所(即ち開港場)間  
を旅行する事自由たるべしと雖も竊かに賣買す  
る市場を求め開港場の外沿岸に於て賣買するを  
嚴禁す現すものは貨物船舶を沒收し清政府の收  
入に販すべし但し沒收を適法に宣告する前に最  
寄開港場の領事館に通知するを要す(天津條約  
第十款)英國臣民は護照を以て認め清國に  
ある外交官又は領事官より發給し清國官吏の查  
照に備る護照あれば佛國臣民以外國貿易の爲め  
開港場を離る内地の市街又は港口に安全往來する  
事を得若し護照を紛失せしり清國官吏の正當なる求  
に應じて之を示す事能はずして清國官吏前住せ  
しむる事と許さざる時は最寄りの領事館迄送り届  
くべし但し處待又は傳辱を加ふべからず、前條  
約に於て取極めたる如く開港場に居住し又は往  
來する佛國の臣民は護照を得ずして其港に接近  
せる一定の區域内を旅行し清人同様其職を爲し  
る事を得右區域は領事官地方と共に之を定め置く  
べし護照は本人自から心得違ひなき様充分の保  
證をなし佛國官吏に於て差支へなしと認定した  
る者に限り發給す(天津條約第八款)

## ●清國に對する最惠國條款の結果(承前)

第十四款 大日本の商貨品は大清の開港場に輸入  
し海關へ商稅納済みの上大清人の手より大清の内  
地へ運び入れ關所邊所の稅關を拂ひ賣卸し事勝手  
たるべし大日本人は大清の内地に運入する事を許  
さず又大清の商貨品は大日本の開港場に輸入し海  
關へ商稅納済みの上は大清人自ら大日本の内地に  
運入する事を許さず若くは其品何れも官に取  
上げ本人は領事官に引渡し處置すべし

(英)清國皇帝は前掲の港に於て一たび定りの通  
關の稅金を納めたる英國商貨品にして右稅金の納  
を超過せざる額を以て運入税として更に之を納  
めたるものは清人商人例の省(アドバンス)何れ  
の府(シチラス)へも同様に得るを約す(南京條  
約第十款)英國商貨品は護照を得て遊歴又は商賣  
の爲何れの地へも旅行する事を得(天津條約第  
九款)文前出に付略す(南京條約第十款)より  
稅目に定めたる稅を納めたる英國輸入品は右稅  
の額を越えずと定めたる運入税の外は何等の  
賦金なく内地に同様に得るの取極めあり然るに  
右運入税の額に關し精細の告知なくして英國商  
民より地方官が不意に且覆々に外國市場に運  
出する物産及内地に運入する輸入品に運出入税  
を課し外國貿易を障礙する旨述べず若情を申立

得ず船移しせるときは積積すべき危険の場合に非ざれば船移したる貨物は没収して清政府の所得に歸すべし(天津條約第二十五款)

(獨)税關長は報告(領事より船の入港に關する)に接したるとき直ちに開船の許可を與ふべし若し此の許可なくして船長が開き貨物の陸揚げを始むるときは五百弗の罰金に處し尙ほ陸揚げしたる貨物を沒收す(天津條約第十三款第四、五項)獨國の商民貨物を陸揚げせんとし又は積込まんとするときは税關長に特別の許可を願出べし此許可なく積込又は陸揚げしたる貨物は沒收し歸す(天津條約第十六款)税關長の許可なく一の船より他の船へ貨物を積移すべからず但し積移しを照準し難き危險あるとの證據立たずして右の手續に背くときは積移したる貨物を沒收す(天津條約第二十七款) (未完)

### ●清國に對する最善の惠國條款の結果(承前)

第八款 兩國の商船税金を納むるには輸入品は荷揚の時輸出品は荷積みの時に納む税別納済又は海關より普濟の手形を出し理事官之を請取つて船主に船切手を渡し其出港を許すべし

(英)輸入税は貨物陸揚げ輸出税は積込の上納むべきものとす(天津條約第二十五款)一切の賦税及税金を完納せるときは税關長より出港票を

の何たるは持ち清國官吏之を沒收し更に貨物に從事する事を禁じ其罰算を算し又控ひ定結次第直ちに其港せしむべし(天津條約第四十八款)清國政府は廣東に於て貿易に従事せる英商人をして「カン」(或は「コー」)と稱する清國政府の允許を得たる一種の清國商人とのみ貿易せしめたりしが清國皇帝は英國商人の居住し得べき各港に於て將來右の慣例を廢し何人とも商事を行ひ得べき事を約す(南京條約第五款)

(佛)特許商事に屬する會社は今後清國に於て其設立を許さず又獨占の目的に出で組織したる一切の組合、團體にも之を適用す本條違反の場合に於て領事若くは領事代理より申立あるときは清國官吏は右の結合を解散する方法を案出すべし但し清國官吏は右禁制により前掲せる如き結合の存立を防止し自由競争の障礙となるべきものを除くの義務あるべし(天津條約第十四條)佛

國の船長及び商人は貨物及び旅客運搬の爲め如何なる船艙及荷船をも備ふ事を得其貨物對手間に於ては極め清國官吏は之に干渉せず右船艙及び荷船に於て過失を生じ損害を行ひ或は其行術を失したる場合に於て其責に任せ且右等の船艙は其数を制限せず又船艙に關し或は積夫荷物運搬に關しては何人にも獨占を許さず(天津條約第十八條)(前略)故に清國政府は禁制品若くは獨占に屬すべき物品を増加するの權利を放棄し凡て稅則の變更は佛國政府と協議の上を分

交付すべし其上にて領事は船書を返戻して出帆せしむ(天津條約第四十一款)

(佛)輸入税は貨物の陸揚げ及検査の後輸出税は貨物積込の上納金又は商人より納むべし佛國の商船噸税及び海關税を完納するときは税關長より普濟狀を交付す此の普濟狀を領事へ差出すときは領事より船書を船長に差戻し出港を許すべし(天津條約第二十一款)

(獨)輸入税は陸揚げ輸出税は積込の上納むべきものとす船噸税及諸税を納めたるときは税關長は完納證書(出港免狀)を交付すべし此免狀を領事に示すときは領事より船書を船長に差戻し出帆する事を許すべし(天津條約第二十一款)

第九款 兩國の商民開港場に於て荷物を運ぶ爲め相對賃金を以て人夫一船を僱ふの手續手に任せ官より指圖する事なし又何種何人とも其株式を立する事なし萬一客商をなし又は納税を通れんとする者あらば海關より取關規則に依て罰金べし

(英)英國臣民は貨物及び旅客運搬の爲め如何なる船艙をも備ふとを得其賃金は對手間に於て取極め清國政府之に干渉せず又右船艙は其價を制限するとなし且つ何人にも獨占或は積夫即ち貨物運搬に従事する人夫に關し獨占の免許を與ふるとなかるべし若し密流を行ふ者あらば無論法律に依て之を所罰す(天津條約第十四款)英佛商船密商に關するときは其貨物は其價格及品類

なる同意を得たる後初めて之を行ふべし(天津條約第二十七款第三項)税關規定を發布したる上は客商に關する一切の口實は之れが爲め除去せられたるに依り爾後佛國船艙は清國各港に於て此種の行為なきものと認むべし若し之れあるに於ては佛國の船艙及若くは商人の輸入したる禁制品は其價格及品類の如何に不利地方官之を取押へ沒收して清國政府の所得に歸す禁制品を得御したる時亦同じ且又清國政府に於て運搬せらるるときは税關長の清國に再々する事を禁じ且其計算決定後直ちに出港を命ずる事を得(天津條約第二十八款)

(獨)獨國臣民は相對上の報酬を以て船頭、船員、書記、水夫或は從僕を清國內何れの埠より僱ふ事を得、船客及貨物運搬の爲め獨占せりも事右に同じ亦清國の教授を受け若くは外國語を教授する資格人々を雇ひ入るゝも同様たるべし(九條) (未完)

### ●清國に對する最善の惠國條款の結果(承前)

第十款 兩國の商人税を拂ふには荷物重量の高を以て相納め其風袋を引くべし風袋の掛目は海關にて其荷物の内より一二包を掛け改め其他は之に準すべし若し濫積したる荷物にて定則の通り納税し難きものは其價を賣り代百兩に付稅銀五兩宛取立つべし







(英)一切の税金を完納せし時は税關長は出港免状を交付すべし云々(天津條約第四十一款全文前出に付略す)清國貨物運出の手續を爲さずして運出入を爲す者は其品を沒收す、輸出すべきものとして登録を受けたる貨物を途中賣拂ふ時は其貨物を沒收す(天津條約附屬章程第七條全文前出に付略す)内地より輸出港に運搬する貨物は賦實に外國の港へ輸出する爲りなれば關係の英國臣民之を證明し半税を納めて船道に課せらるべき内地税を免除せらるべし云々(以下前出に付略す)(芝罘コンベンション第三節全文前出に付略す)

(佛)佛國の船舶噸税及び海關税と支拂ひたる時は税關長より荷主の證書を渡すべし此證書を領事へ示すときは領事より船書を返却して出港を許すべし(天津條約第二十一款全文前出に付略す)佛國の貨物にして清國の港に於て税目に從ひ納税したるものは現行運出入税を除くの外何等の負擔なく内地に運入するを得、但し右税は將來に於て増加する事を得ず(天津條約第二十三款)

(獨)船長又は荷主噸税及び諸税と海關の上は税關長は完納證書を交付す之を領事官に示すときは領事より船書を返却し出港せしむ(天津條約第二十一款)一旦開港場に於て納税の貨物は運出入の外何等の賦金なく内地に運入し内地より運出する事を得云々(全文前出に付略す)

上納税したる貨物は相違なく又包裝元の儘なるときは稅務司の證明書を請求人に交付すべし此證書を到着先の港に於て領事又は税關長に由り之を呈示するときは税關長より右貨物に對し無稅陳揚の許可證を交付す若し検査の上税關にて詐偽の所爲あるか又は禁制品を再用品中に發見し證據具るときは沒收し清政府の所得に歸せしむ(天津條約第四十四款第二項)

(獨)獨國の商民清國の開港場に商品を輸入し納税したる後再び之を他の開港場に輸せんとするときは税關長へ出願するを得、税關長は貨物の納税したるもの相違なく又元の儘なるやを確めるため検査を行ひ輸入商人より出願に應じ稅務司の證書を交付す、右の貨物他の開港場に到達せるとき其地の税關長へ稅務證書を提出すときは何等の賦金なく無稅にて陸揚げを許すべし證書を交付すべし若し稅務證書と現品とを比較し收入に關する詐偽の所爲ある事を發見するときは貨物を沒收すべし云々(天津條約第二十款)

第十七款 大日本の商船大清の開港場に入津して納むべき噸税は都て百五十噸以上の船より一噸に付銀四錢宛を納り百五十噸以下は一噸に付銀一錢宛を納むれば海關より四箇月限の手續を渡し右四箇月の間は大清の開港場へ出入するに別に噸税を納むる事なく四箇月の期間れば猶又定の通り納むべし都て入港の船未だ荷を揚げずして他所に行

第十六款 輸入の貨物稅済みの上改て外國開港場へ運ぶ貨物かんとするには海關より其貨物元包の儘にて解明け披替へ等無之を見届け稅済の手續を渡し外國開港場の海關に持行き改を受け其貨物手形を相違なければ之を賣捌く事を許し再度の稅を免らしむべし萬一名目を借て披替へ差込み等の惡事あらば貨物を官に取上ぐべし

(英)英商貨物を開港場に輸入し納税したる後之を他の開港場に再出せんとするときは税關長へ願ひ出づべし税關長は收入に對し詐偽の所行を防遏する爲め相當の官吏をして検査を遂げしめ其貨物稅關の帳簿の記入の手續をわたりて支拂ひたる税額に本人の申立も相違せず且貨物の記載元の儘なるときは右貨物に對し出口及稅済の覺書(Markings)を作り之を本人に交付し其應納の關稅場にある税關官吏に證明すべし以上を他の開港場に於て之を積載せる船舶に對し手續をなしたる貨物にて之を積載せる船舶に對し若の節更に之を検査し何れも書面と符合するときは荷解きとなし無稅陸揚げを爲す事を得、若し検査の輸入に對する詐偽の行爲ある事發見し検査の輸入に對する詐偽の行爲ある事發見するときは清國政府右の貨物を沒收す云々(天津條約第四十五款)

(佛)佛國の商民開港場へ貨物を輸入し納税の後之を他の開港場に再出せんとするときは其應納之額を税關長に提出せんとするときは其應納之額を領事又は領事官に届け出づべし領事又は領事官は之を税關長に照會し税關長は検査の事々務官は之を税關長に照會し税關長は検査の

かんとするもの二日の内に輸出せば噸税を取立てず二日の限りを越ゆれば定めの通り全額納むべし此外別に無稅等を許す事なし大清の商船大日本の開港場に入津せば噸税を納むべし兵手教科として入港に付十五元出港に付七元宛を納むべし

(英)英國商船百五十噸を超過するものは一噸の割合を以て噸税を課し百五十噸及び其以下のものは一噸の割合を以て噸税を課すべし(天津條約第二十九款)英國商船の船長は到着後四十八時間以内に荷揚せし其出帆する事を得べし其出帆後四十八時間以内ならば噸税を課せず若し之を無過するときは定り通り噸税を課す尤も出入とも右の外に賦課ある事なし(天津條約第三十一條)旅客、手荷物、書信、食器及び其他納税に及ばざる物品を開港場間に運搬する爲め英國臣民の使用する小舟には噸税を課する事なし但し納税すべき商品運搬するたりの荷船は噸税に依り噸税を課す

約第三十一款(前略)全文前出に付略す)銅錢を船貨とし又は船貨の一部として積載する船舶は他に貨物を有せざるも噸税を免るゝ事なし(前略)



を得若し破損を受けたるときは此の障もなく該處に於て修繕に必要な材料を購ふことを得(下略)(天津條約第三十款)

(獨)兩國の軍艦商業保護の爲め巡歴するが若くは海賊船に從事するものは清國皇帝の領土内何れの港にも自由に出入する事を得又糧食の購入用水の汲入及び修繕のため便宜を受ける事を得艦長は清國當該官吏と對等及禮儀を以て交際すべし軍艦は總て無税たるべし(天津條約第三十款)

第二十一款 兩國開港場に於て商人の荷物を入れ置く爲め官より倉庫を造らば其倉庫の規則は兩國にて各取極むべし尤も荷物を搬入致し置くには暫く納税を免るべしもし賣捌く時に至て税銀庫共全く拂はしむべし若し其荷物を別港に運び行くには只税銀を拂ひ税銀を納むるに及ばず(英)對照すべき款なし

(獨)清國税關長及び當該官吏は清國開港場に於て外國貿易の利益のため要すべき倉庫建設を土地の情況に考へ其都合之を許すときは必要なる規則を決定したる上其建設を計るべし(天津條約第二十一款)マンタリー、コンベンション第三十款清國讓與條件)上屋(オンデットクニヤハクス)の建設は清國に於て行はるべきや否を確むる爲に先づ

### 東京日日新聞 廿三日

## ●清國に對する最惠國條款の結果(承前)

第二十二款 兩國の米、麥、糧食類は規則に従ひて別港に積廻すの外は何れも海外に輸出する事を許さず尤も船中水夫、船客等の食用に備ふる分は其見積り高を以て海關へ届け手形を受けて買取るべし

(英)米及其他の糧食は清國品なるも外國品なるも又何れの地に産し何れの地より輸入せるに拘はらず外國へ輸出する事を禁ず尤も税目に定めたる税を支拂ふに於ては英國商船右の貨物を清國內開港場間に運搬する事を得、且つ輸入税を課せざるべし云々(天津條約附屬章程第三條)

(佛)條約附屬税目及び章程の英譯文見當らず漢文に就て比較するに英、佛、獨始んと同文なり

第二十三款 登州、牛莊兩所の大豆同油洋は日本商船右の港より積出す事を禁ず外國開港場にて買取りたるものは定期に従ひ納税の上出港を許すべし

(前略)然れども其再輸出品中詐りあるか或は禁制品ある事を發見したる時は其證據を確めたる上之を清國政府に沒收す(天津條約第廿四款)

(獨)船放逐の規定を見當らず

第廿四款 兩國軍艦開港を出入するに海關へ届け改めを受ける事なし船中所用の諸品何れも無税たるべし若し陸揚げて積揚はし居出規則の通り税を拂ふべし

(英)敵意を挟まず又は海賊船に從事する英國軍艦は清國皇帝の領土内何れの港にも自由に出入するを得且糧食の購買、用水の汲入及び都合に依り修繕を要する節は何れも便宜を受ける事を得、艦長は清國當該官吏と對等及び禮儀を以て交際すべし(天津條約第五十二款)

(佛)佛國皇帝陛下は商船の水夫中に秩序及び規律を維持する爲め及び領事職權の行使を容易ならしむる爲め必要と認むるときは清國主要の何れの港にも軍艦を碇泊せしむる事を得但し軍艦在港のため不便を生ずる事なき様取り必要なる處置を施し且つ艦長に命じて陸上との交通及び水夫の取締りに關し第三十三條の約定を履行せしむべし軍艦は凡て無税たるべし(天津條約第二十九款)佛國軍艦商業保護の爲め巡歴する時は法國各港到る處友情を以て之を待遇すべし修繕用及糧食用の原料は必要に應じ之を求むる事

(英)英國船は登州及牛莊より豆及豆餅を輸出する事を得但し定期の税を納むるに於ては他の開港場より清國內の港又は外國へ輸出する事を得べし(天津條約附屬章程第五條)豆餅は自今登州及び牛莊を始の清國の開港場より輸出する事を得但し千八百六十一年十二月五日附章程に規定したる清國物産に對する條件に依るべし即ち積込の港に於て定期の税を拂ひ着港の上半税を納めて積揚げをなす事を得、若し之を再輸出するときは戻し證書を申受くるの權利あるべし(千八百六十二年三月二十四日英領事の告示、此告示を發する前に兩國間に於て取極めありし事勿論なるべしと雖も今之を見當らず)

(佛)條約附屬税目及び章程の英譯文見當らず漢文に就て比較するに本文英領事の告示を除き餘は英、佛、獨始んと同文なり

第二十四款 硝石、硫黃、白鉛は何れも軍用品に付大清の官より直ちに注文するか又は大日本の商人大清の官の實正なる注文書を持ちたるものなれば大清の開港場に輸入する事を許すべし若し密賣するに於ては取押へて品物を沒收し法律に仍て處置すべし又大日本の商人大清の開港場にて大清の硝石、硫黃、白鉛を密賣輸出する事を許さず昔くものは品物を官に取上げ法律の通り處置すべし

(英)硝石、硫黃及び白鉛は軍用品に付清國政府の需用に出るか若くは同品買入の官許を得たる清人に賣渡しの爲めに非れば英國商船之を輸入するを得ず但し買取人に必要の許可ありたる證あり



るに非れば税関は右貨物に對し陳揚げ發賣を交  
付せざるべし」英國商民は右貨物を揚子江若く  
は沿海開港場以外の港に運搬し又は硝石、硫黃、  
白鉛の運搬に關する以上の規定に反くものは貨  
物を沒收すべし（天津條約附屬章程第五條第  
五項）

(佛)獨は條約附屬税目及章程の英譯文見當らず  
漢譯文に就て比較するに英、獨、佛船と同文なり  
第二十五款 凡そ禁制品の品物、火藥、大小の彈丸、大  
砲、小銃並に一切の軍器等及び大清國北地の馬、  
軍備に關係するものは兩國の商人何れも買賣出入  
する事を許さず背くものは品物を官に取上げ各控  
の通り處置すべし

(英)左の物品は輸出入する事を禁ず火藥、彈丸、  
大砲、獵銃、小銃(マスケット)及ライフル、擊銃其  
他の軍器及鹽(天津條約附屬税目章程第三條)

(佛)禁制品は條約附屬の税目ありて其の内に  
列記あるべしといへども附屬税目の英譯文今見  
當らず(前案)全文前出に付略す(再輸出品中に  
禁制品あるを發見するときは之を沒收し清政府  
の所得に歸す(第二十四款末段) 前略(全文前出  
に付略す)(第二十七款末段)前略(全文前出に付  
略す)佛國の船船若くは商人禁制品を輸入し又  
は佛國の禁制品を陳揚げするときは地方官之を  
押へ沒收し且つ清國政府必緊と認むるときは

### 約附屬章程

(佛)獨は條約附屬税目及章程の英譯文なし漢文  
に就て比較するに英、佛、獨船と同文なり  
第二十七款 兩國の船不開港場に往て密賣する事  
あらず其地方官より遊押へ大日本にては品物を官  
に取上げ洋銀一千元を罰し大清にては禁制品とも  
官に取上げべし尤も何れも心得のため理事官に掛  
合知らすべし

(英)英國商船は條約により開港と取極めたる港  
の外へ入るの權なきを以て開港場外に入口し  
又は沿海にて密かに貿易に従事すべからず犯す  
ものは船船、貨物共に清政府之を沒收すべし(天  
津條約第四十七款)

(佛)佛國臣民は護照を携帶し開港場を往來す  
る事自由たるべしと雖も右の場所の外内密の市  
場を求め貿易に従事する事を禁ず犯すときは船  
船、貨物共沒收して清政府の所得に歸せしむ(天  
津條約第七款第二項全文前出に付略す)

(未完)

廿四日 月曜ニ付休刊

犯則せる船船の再び來る事を禁じ會計完済の上  
即刺出帆せしむる事を得(天津條約第二十八款)  
(禁制品目は條約附屬の税目及び章程中に規定  
あるべしと雖も其英譯文見當らず漢文に就て比較  
するに英、佛、獨船と同文なり)

(獨)獨は條約附屬の税目及章程英譯文見當らず  
漢譯文に就て比較するに英、佛、獨船と同文なり  
第二十六款 兩國の銅錢は規則に従ひ別港に積廻  
すの外は何れも海外に輸出する事を許さず若し商  
人密賣する事あらば取押へて品物を沒收すべし又  
大清内地の鹽は大日本人輸出する事を許さず大日本  
の鹽も大清に輸入し賣す事を許さず背くものは  
何れも控に從ひ罰すべし

(英)銅錢は外國の港口に輸出するを禁ず但し  
左の手續に依り清國開港場間に之を運搬する事  
を得銅錢を積出さんとするときは船船主其高と  
送り先とを届出で出港の日より六ヶ月間内に  
船積港の收税官更より受けたる船積證書へ到着  
地の收税官更右同錢を受取る旨を認る鋼印せ  
るものを積入港の税関へ差出すべしと商人二名  
にて送署せる證書若くは税関に於て相當と認先  
せる他の担保を差出さしむべし若し右の到着を  
證明せる證書を呈示せるときは積込たる銅錢  
と同額の罰金を課す(銅錢は出入共に課税せず  
と雖も之を積貨とし又船貨の一部分として積載  
せる船船は噸税を免除せらるゝ事なし(天津條

### 東京日日新聞

#### ●清國に對する最

#### 惠國條款の結果(承前)

第二十八款 兩國の税則に若し輸入税則のみを觀  
せて輸出税則を載せざるものは其品を輸出する時  
得て輸入税則に引合せ納税すべし或は輸出税則の  
みを載せて輸入税則を載せざる者は其品を輸入す  
る時得て輸出税則に引合せ納税すべし

(英)輸出入税表に載せざるも輸入税表に載せたる  
品物は之を輸出する時輸入税表中同品に對する  
税額を拂ふべし又輸入税則に載せざるも輸出  
税則に載せたる品物は之を輸入する時同く輸出  
税表中同品に對する税額を拂ふべし輸出税  
表或は無税品表に載せざる品物は其市價の五分  
を納税すべし(天津條約附屬章程第一條)

(佛)獨は條約附屬の税目及び章程中に規定あ  
るべし今其英譯文を見當らず漢譯文に就て比較  
するに英、佛、獨船と同文なり

第二十九款 兩國商船難風に遇て漂着せば何れも  
其地方官にて取扱ひ開港場の理事官へ送届け受取  
らしむべし若し商船海上にて賊難に逢ひし時も其  
地方官より手配して賊難を救ふ物を取戻し理  
事官に送り届け本主へ返さしむべし若し盜人を捕  
へ盜物を取戻し得るときは何れも例に従て捕手と  
處置すべし但し品物は償はざるなり(英條約に此  
句なし)



(英)英國商船清國沿海に於て被劫するか或は打上げらるゝか若くは避難せざるべからざる場合ありて清國皇帝の領土内何れの港にても入口する時は清國官吏は其報復に接し次第直ちに之が救助及び保護の方法を施すべし船中乗組人は之を厚遇し必要な場合には最寄の領事駐在所へ送り届けの取扱をなすべし(天津條約第二十款)英國商船清國沿海に於て盜賊或は海賊の爲め掠奪されたる時は清國官吏は其盜賊或は海賊を捕へて之を討し及び盜品を取戻す様盡力すべし但し盜品は持主に返還する爲め之を領事に送付すべし(天津條約第十九款)

(佛)前略清國沿海に於て船被劫のときは最寄清國官吏は其報復を得次第直ちに水夫への手當を送り當座の必要を準備し及び船中の救助并に積荷の保護に必要な方法を施したる上之を最寄領事若くは領事々務員に通知すべし領事若くは領事々務員は相當官吏と協議の上水夫の救助及び船中の部分又は其附屬品并に積荷救出しの準備をなすべし(天津條約第二十款)英國商船清國沿海内に於て海賊の襲撃或は擄奪を受けたる場合に於ては最寄地の文武官は事件通知次第手早く犯罪人を追跡し其捕縛及處罰は法に遵て之を行ひ油斷せざるべし盜品は如何なる場合或は如何なる有様に於て之を見出すも領事に渡し持

主に返還せしむべし若し犯罪人を捕へず總て盜品を取戻し得ざる時は清國官吏は法に依て處罰せらるべしと雖も金銀に對する責を負ふ事なし(天津條約第三十四款)

(獨)前略英國商船清國沿海に於て被劫するか或は打上げらるゝ時は清國官吏は直に水夫の救助及船中乗組人に積荷保護の方法を施すべし救助したる水夫は懇切に取扱ひ必要の際には最寄の領事駐在所へ送り届くるの手續を爲すべし(天津條約第三十一款)英國商船清國沿海内に於て海賊の擄掠に逢ふときは清國官吏は其義務として右海賊を捕へ之を處罰し盜品は如何なる場所、如何なる有様に於てあるも之を取戻し持主に返還する爲め領事に盡すべし若し盜賊或は海賊を捕へず若くは物品全く取戻さざる時は清國官吏は清國法律に從ひて處罰せらるべし然れども金銀に對する責任を負ふ事なし(天津條約第三十三款)第三十款 兩國開港場の海關官吏にて密商漏税を防ぐ爲め時の投標を見計し仕法を立て取行ふ事あらば兩國の商民何れも是に違背すべからず

(英)各港に於ける清國官吏は詐偽或は密商の虞入に及ばず弊害を防ぐ爲めに適當と思考せる方法を施す事を得(天津條約第四十六款)前略)清國政府揚子江に於て通商貿易を許すときは同所に於て密商を防ぐ爲に必要なるものは如何なる

方法にても之を施すべし(天津條約附屬章程第十條) (前略) 港の限界は輸入保護に妨げなき限り貿易の便利を圖り税關之を定む積荷、荷卸を許すべし碇泊所の限界も亦然りとす而して右は領事に報告して之を公告せしむ(章程第六) (佛) (獨) 對照すべき款を見ず (未完)

### 東京日日新聞

## ○清國に對する最惠國條款の結果(承前)

第三十一款 兩國の商民開港場に於て取行ふ海關の規則若し此後總通の事あらば理事官より京師在留の大臣へ申立其時々掛合談を以て取計ふべし

(英) 稅關官吏と領事との間に於て課税すべきや否やに就き意見を異にするときは天津條約附屬章程第五に遵ひて取行ひ商人は右稅額を證書に認め關印すべし領事は之に關印の上稅關官吏に送附し而る後稅關長は稅を徵收せずして貨物を差戻すべし而して一方は在北京自國公使に一方は外衙門に各自に事件の報告をなすべし右事件課税せざるに決する時は稅關官吏は商人より差出したる證書を領事に返還し消印せしむべく若し又課税すべき事を決するときは領事は商人をして稅關に納税せしむべし(天津條約附屬章程第七條)

(佛) (獨) 稅目及び章程の英譯文見當らず漢譯文に就て比較するに英と殆んど同文なり

第三十二款 兩國今般議定せし章程此後雙方改正せんと欲せば此條約を取替はせし年より向ふ十ヶ年を以て限りとし前條に掛合ひ會議して改むべし(英) 兩國何れに於ても十年の後を以て期となし若し本條約の稅則并海關條款の改正を要求する事を得、然れどもこれが要求を爲さざるときは本稅目及通商條款は尙向ふ十ヶ年を一期とし有効たるべし右期限満るときは又前例の手續きに依る(天津條約第二十七款)

(佛) 英國政府現條約中改正せんと欲するときは批准交換の日より十年の後清國政府と協議を開く事を得云々(以下均前條約に付略す) (天津條約第四十款) 清國に於て外國貿易に課すべき輸出入稅は兩國全權の記名關印せる現條約附屬稅則に從ひ之を規定す此稅則は時の推移により變動を生じたる兩國生産物の價格と權衡を失せざらんが爲め七年毎に改むる事を得(天津條約第二十七款)

(獨) 獨りに於て將來若し本條約中改正せんと欲する所あれば本條約批准の日より十年の後に其協議を開く事を得但し右申込は改正せんとする事項を具へ滿期前六ヶ月中に清國政府に向て之を照會すべし若し右申込をなさざる時は本條約は尙十年間有効たるべし(天津條約第四十一款)



兵 兵隊の兵隊未開演場又は内地の... 兵隊の兵隊未開演場又は内地の... 兵隊の兵隊未開演場又は内地の...

7 ○外国貿易の近情 九月の... 戦後後の我が外国貿易は追ひ々感況に向ひつゝある... 本年の同期間は一億六千七百五十五萬三千三百七十五圓... 及び昨年比は七百七十二萬三千八百二十九圓の輸入... 過なりしに本年は五百一萬四千三百二十圓の輸出超過... となり其増減の次第を明かにせんが爲め輸出入重要... 物品數額に就て記さんに輸出重要品中... 生絲の好況なるもは日々紙上に記すが如く試み... 一月以來八月迄の累計に於て昨今兩年度を比較すれ... ば左の如き増加を見たり

二十八年	三二、七九、一四二	二六、三、八一、一七一
二十七年	三一、五〇、九三〇	二二、四、一三、四〇〇
昨年より増加	一、二八、二一二	三、九六、七七一

右の内一月より五月迄は前年度の殘品にして六月より八月迄の三箇月は其年の製絲なり其三箇月間のみに就て兩年度を比較せば更に一層の増加を來したるなるべし本年度の製絲額を十三萬圓と假定し一個平均四百五十圓と見ても總計五千八百五十萬圓に達すべく今後十二月迄の輸出は昨年比し幾層の増額を來すべきは疑ふべくもあらざるなり生絲の附屬品たる

續絲の原料たる屑物の需用少なきは止むを得ざる結果にして屑物は近來兎角沈み勝にして八月中の如きは昨年比し却て輸出價格を減じたれども一月以來の累計に於ては尙は昨年比し數倍、三十三萬一千五百八十二斤、價格九千百十五圓を増したるは割合ひに好況と謂ふべし

製茶 此一兩年品質大に改良の緒に就き價格も相應に騰貴したれども其數倍の増進は遲緩なるを免れざるは生絲の如く諸外國に優る特有の長所なく却て印度其他の熱帶國には茶樹に適する天然の長所あり競争頗る困難なるが爲めなれば昨年比すれば尙は左の如く増加せり

二十八年	一、〇三、七、一五〇	三、五、九、四、三三
二十七年	九、〇六、八、六〇	二、二、八、四、九七
昨年より増加	一、五、三、九、六二	一、二、九、九、三六

右本年八箇月間の輸出入を差引すれば輸出の超過する

因て思ふに臺灣に於て起すべき事業は多かるべき中に製茶の如きは最も當業者の注意を要すべきものなるべし茶樹の培養最も容易なる臺灣に於て我が熱帯なる當業者の力を用ふるに至らば其勢力は内地の半にして却て内地産に優る品を製出するを得べく之を以て大に外國品と競争せば彼れを壓倒して益々販路を開くも難事にあらざるべし

絹物 輸出品中前途最も好望なるものは生絲に次ぐに絹物を以てすべし殊に今同戰捷の餘光が外國貿易に及びしは絹物を以て最も著しとす戦争中なる昨年は一昨年比し五割以上の増額をなし本年一月以來八月迄

二十八年	一、六二、〇、六〇七	六、四、六、五、三三七
二十七年	九、九、八、四、八四	三、八、〇、六、四六
昨年より増加	六、二、二、一、七六	二、六、五、八、九〇



米と穀類に於て六十萬千六百三十七擔價格に於て三百九十五萬八千八百二十三圓なり又本年の米作は昨年比し一割以上減少するならんとの事にて米價は追ひつゝ騰貴せるに拘らず外國米の賣行は宜しからず差して輸入を増すべき機運なきは中以下の民に至る迄漸安なる外國米を輸入するの多きが爲めにして以て生活の度一般に過みたるを知るに足るべし

以上記せしもの外輸出は概して大に増進を來し輸入品も亦一般に需用を増す方なれども其輸入品中の大連物たる

●棉花 以昨年来内地紡績業の振はざる爲め常に不振を免れず此項に至り稍々引立ちたれど八月中の如きは昨年より却て輸入を減じたり併し一月以來の累計に於ては僅かに左の如く増加せり

年	数量	價格
二十八年	九五九二八六三七斤	一四、六三二、一四六
二十七年	八八九一五〇九九	一四、五八二、〇三七
昨年より増加	七〇一三、五三八	四九、一〇九

數量に於ては七百萬餘斤の増加なるに拘らず價格は僅々四萬九千餘圓の増加に過ぎざるは其價格の低落し居たるを知るべし

●糖類 以年を追ふて我が内地の紡績業盛んなるに拘らず輸入も亦増加する方なりしが競争以來最も其だしき影響を受け本年に入つても引續き賣行は面白からず八月中も昨年より減額し八ヶ月間の累計に於ては左の如く減ぜり

豆類 以支那の重要産物なれば競争中最も減額せしは當然の事にして八月中は昨年より増加したれども尙は少額に過ぎず昨年より僅かに減じたる昨年比するも八箇月間に於て數量六千二百九十五萬餘斤、價格百三十二萬餘圓を減ぜしのみ本年八箇月間に於て輸出超過せしは銅類其他一二種を除きたる他の諸品の輸出は何れも非常に増進し又輸入に於ても其全體に於て増額したりと雖も前記の如き重要物品の却て減額したるが爲めその差引上斯く輸出超過を告ぐるに至れり左れども今後諸事業の勃興と共に諸商賣大に振ふに至らば外國品の需用は益々増加するものと云ふべく本年度に於て輸出超過したりとて明年は忽ち輸入超過を來すやも計られざるべしと云ふ

年	数量	價格
二十八年	八二〇五、二八二斤	三、八三七、三七二
二十七年	一、八二九、一四七	五、九三二、七一八
昨年より減額	三、二八三、八六五	二〇、九四三、三四六



製造品課税問題

日清通商條約の締結に付き彼の間に意見を異にして互に折合はさうしは彼の製造品課税の問題にして成は之が爲めに従は條約の締結を遅延せしむるの恐れあるより右の問題は馬關條約本文の解釋に譲り通商條約には別に規定せざるもして双方の調印を済ましたる次第なりと云ふ通商條約も未だ公布を見ざる今日に於ては實際の如何を詳に述べられざるも姑く事實を右の通りとして聊か我々の所見を述べ置かざるを得ざるは日本人が支那内地に於て製造したる品物は自國より輸入したる商品と同一の取扱、同一の特典免除を受く可しとありて内國運送税、内地税、釐金、取立金等は一切課せざるの規定なり條約の明文、明白にして是も疑を容る可らずと雖も彼の政府にて主張する所なりと云ふを聞くに若しも右の規定に従ひ日本人を始めとして諸外國人が織や製菓業を起して物を製する其製品が一切無税にて内地に運搬するときは支那政府は恰も海關税の輸入を裁減する者にして左なきだに困難なる取捨の財政は到底行く可らず左れば今その製造品に對して一種の税を課するは實に必要にして別に條約の文面にも賦税せざる可しと云々の趣旨にして諸國情實に外ならざれば本文の解釋上には素より耳を傾くるに足らざるの説にして之を判斷するは只我國の

利益如何の一點のみなれども其その利益の點より此問題を研究するときは大に考へざる可らざるものあるが如し我國人以支那内地の産業を以て非常の利益あるが如くに思ふもの多しと雖も實は決して然らず目下彼の國に於ける外國貿易の有様を見るに日本製造品の輸入は年々増加の一方にして就中紡績絲は最も好況を呈せり其原因は我工業殊に紡績業の起りしに製造品に對して賦税も最優の國內に製造業の起りしに製造品の供給を待つが爲めに外ならず一衣帯水を除いて二億の人口を有する大帝國を得意とする我工業の前途は實に高々望まれざるも今も馬關條約の明文に隨て内地の製造を自由にするときは其自由を得るものは單に日本人のみならず他の外國人も種々着手して紡績業の如き必ず盛大を見るに至る其後に我國の利害は如何と云ふに一見其だ明白なるものあり支那の内地に工業起らずして外國より製造品を輸入する場合には例へば紡績絲の如き原料の製造國にては其原料を他より買入れて之を製造し更に支那に輸出するもにして勢力の貧乏と云ひ運送の費用と云ひ其他各種の不便あるに反し我國の製造家は右の各種の不便を免るゝ其上に現時の有様を以てすれば製造國なる日本が金貨國なる歐洲諸國に對して貿易上、利益の地位に在るは今更ら疑ふ可らず兩國間に競争の不幸を見たるにも抑はらず近來我製造品が支那の市場に販路を擴めて他の競争に對して若々勝を獲する所以は以上の理由に外ならず最の最も所望するに然るに今彼の内地の製造業を自由に

四三



我が要求に應ずるならん

清國の總理衙門にて新に製造税を設け海關稅の倍額を内地の製品に課して厚稅を徵するの議を清帝に奏上し勅裁を請ひたるものあり由は前報の如しに記されしが上海商業會議所が之を聞きて北京社長の主席會議でダンビー氏に送りて其不承認の理由を述べた。其の理由を要するやう盡力ありたりと云へば清國政府の外商の對して製造税の賦課に反對する其意を表明するに近き結果を銀貨の勢をすく其意を表明し得る。其意を表明するに近き結果を銀貨の勢をすく其意を表明し得る。其意を表明するに近き結果を銀貨の勢をすく其意を表明し得る。

### ○製造課税と外人の反對

清國の總理衙門にて新に製造税を設け海關稅の倍額を内地の製品に課して厚稅を徵するの議を清帝に奏上し勅裁を請ひたるものあり由は前報の如しに記されしが上海商業會議所が之を聞きて北京社長の主席會議でダンビー氏に送りて其不承認の理由を述べた。其の理由を要するやう盡力ありたりと云へば清國政府の外商の對して製造税の賦課に反對する其意を表明するに近き結果を銀貨の勢をすく其意を表明し得る。其意を表明するに近き結果を銀貨の勢をすく其意を表明し得る。其意を表明するに近き結果を銀貨の勢をすく其意を表明し得る。

きふとなりん果して然らば彼の政府の請求に應じて製造品の課税を認許するに支那は有る可らずと雖も彼の條項の不利を認めて製造税の申出を容るゝなれば我輩は更に一步を進めて自由製造に關する一項を馬關條約の本文より削除して其報酬として更に我國の利益にして清國人と共に其利益に均霑す可き他の條項を加ふるの決断に出でんことを希望するものなり或は自由製造の一項は條約の結果として我に收めたる既得地なり今更らざるを認許するが如き國の面目に掛けて断じて不可なりなや漫に固執するものならんなれども若し或の一項を認許して支那の内地に製造品の利益を見るに至らば實際の利益は外國人に歸するのみか其利益は我工業上に及びて容易ならざる結果なきを得ずとも包くまでも自由製造を認めて其實行を期するが如きは皆支那政府が國內の製造品に課税して自ら製造を妨ぐるゝ一般の感に陥るものにして斷じて爲す可らざる所のものなり左れば彼の政府の請求を幸に課税の一事を認許するは一方に法に對して恩恵を施し一方には自ら可憐を保護するものにして毫も不面目の次第は有る可らず我輩の敢て主張する所なれども實際に課税を認許するときは條約中自由製造の一項は全く空文に歸り去りて之を存するの必要なきは勿論なれば速に彼の政府に談判して其一項を削除する其代りに更らば他の條項を加へて利益の交換に出るは適當の位置にして彼に於ては課税を唱ふるの理由はある可ら

### 社説

自由製造の一項を削除す可し

我輩は前報に支那内地に於ける自由製造の實際我國の爲めに不利なる次第を述べて世人の注意を引きたり事の利害を明白にして今更らざるを容るゝものはな

### 自由製造の一項を削除す可し

今試に其條を採れば一にして足らずと雖も先づ其當り棉花の課税の如きは至當の要求なる可し或は支那の棉花は其實質大にして細絲の製造に不適當なりとの説あれども夫れは姑く實際の論に譲り其次は海關輸入税の免除なり海産物の輸入は單に我國のみならず支那人日常の生活に必要な食料なれば其輸入を無税にするは双方の利益なる可し又その次を云へば彼國未開港間の航路を得るの一事なり此一事は我航路獎勵の爲めは勿論、彼國の貿易發達の爲めにも必要にして双方の利益のみなすは其利益は實際に各國共に均霑す可きものなれば此際要求として最も適當なるが如し以上の三條件は只我輩の希望を述べたるものにして實際に於て考へたらば尙ほ有益の要件もあらんなれば其邊は尙ほ大に研究を要するものと見て兎に角に自由製造の一項を削除する其報酬として他の條件を加へ以て總てまでも馬關條約の利益を保持するものと國家の爲めに謀りて策の得たるものなる可し既に自由製造の我が爲めに不利なるを意見したる上は彼の政府の請求を幸に消んで其一項を削除して更に他の條件を交換す可きのみ若しも目下の機會に決断せず自然の成行に一任して條約の明文は存しながら實際は全く無効にして彼の課税を認許するが如き結果もあらんは我國の不面目不利を蒙る若しからざるを得ず我輩の断じて取らざる所にして故に當局者の決断を希望する所以のものなり